

志免町地域強靱化計画



志 免 町
令和5年3月

目次

第1章 はじめに	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係.....	4
(2) 本計画の位置付け.....	4
(3) 地域防災計画との関係.....	5
3 計画期間の設定.....	5
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	6
1 地域強靱化の意義.....	6
2 対象とする災害.....	6
3 基本目標.....	7
4 計画策定の基本方針.....	7
(1) 強靱化の取組姿勢の強化.....	7
(2) 取組の効果的な組み合わせ.....	8
(3) 地域の特性に応じた施策の推進.....	8
第3章 町の地域特性	9
1 町域の概況.....	9
(1) 地形条件.....	9
(2) 地質条件.....	11
(3) 気象.....	11
(4) 社会的条件.....	12
2 志免町における自然災害の被害リスク.....	16
(1) 風水害.....	16
(2) 地震.....	21
第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	27
1 脆弱性評価の考え方.....	27
2 事前に備えるべき目標の設定.....	27
3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定.....	27
4 施策分野の設定.....	29
5 脆弱性の分析・評価.....	29
第5章 強靱化の推進方針	30
1 強靱化施策の推進方針.....	30
(1) リスクシナリオごとの推進方針.....	30
(2) 施策分野ごとの推進方針.....	48

2	施策推進に当たっての目標値の設定.....	57
3	重点化施策項目の設定.....	57
4	個別の事業の設定.....	57
第6章	計画の進捗管理.....	58
1	進捗管理.....	58
別紙1	リスクシナリオ別の脆弱性評価結果.....	59
別紙2	施策分野別の脆弱性評価結果.....	79
別紙3	施策推進に当たっての目標値.....	91
別紙4	重点化施策.....	92
別紙5	個別の事業.....	93

第1章 はじめに

1 計画の目的

平成 23 年に発生した東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、不測の事態に対する我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。

また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）。

福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」が平成 28 年 3 月に策定（令和元年 6 月、令和 4 年 3 月改定）され、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的かつ計画的に推進する体制が整備されてきた。

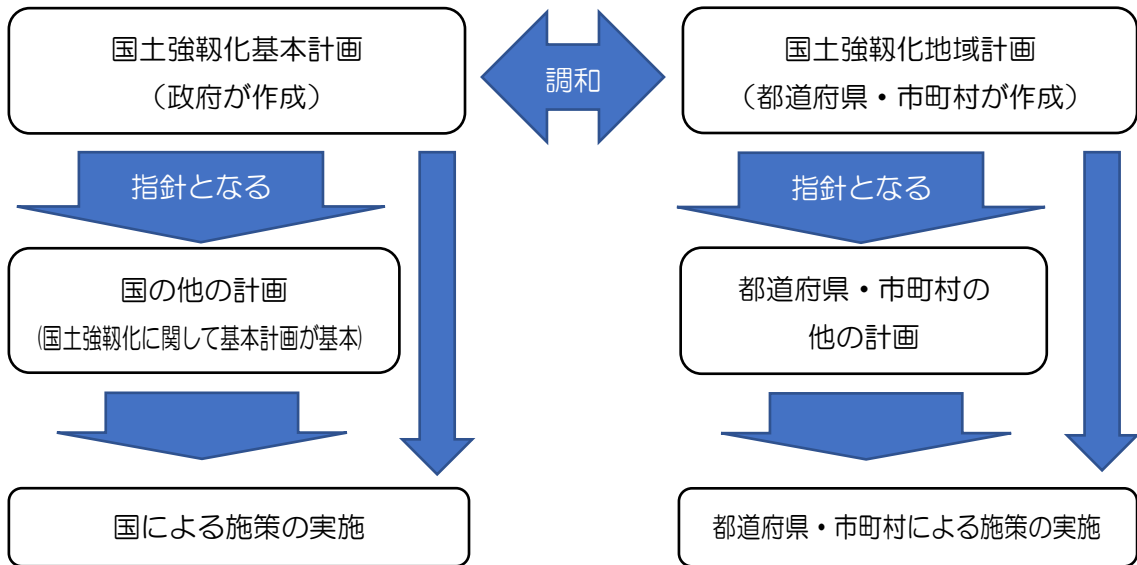
この間、本町においては、過去の災害の教訓や、国・県の地域防災計画等と整合を図るため、地域防災計画の見直しをはじめ、防災・減災の取組を推進してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、強靱化を図ることで、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を図ることが重要であり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「志免町地域強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

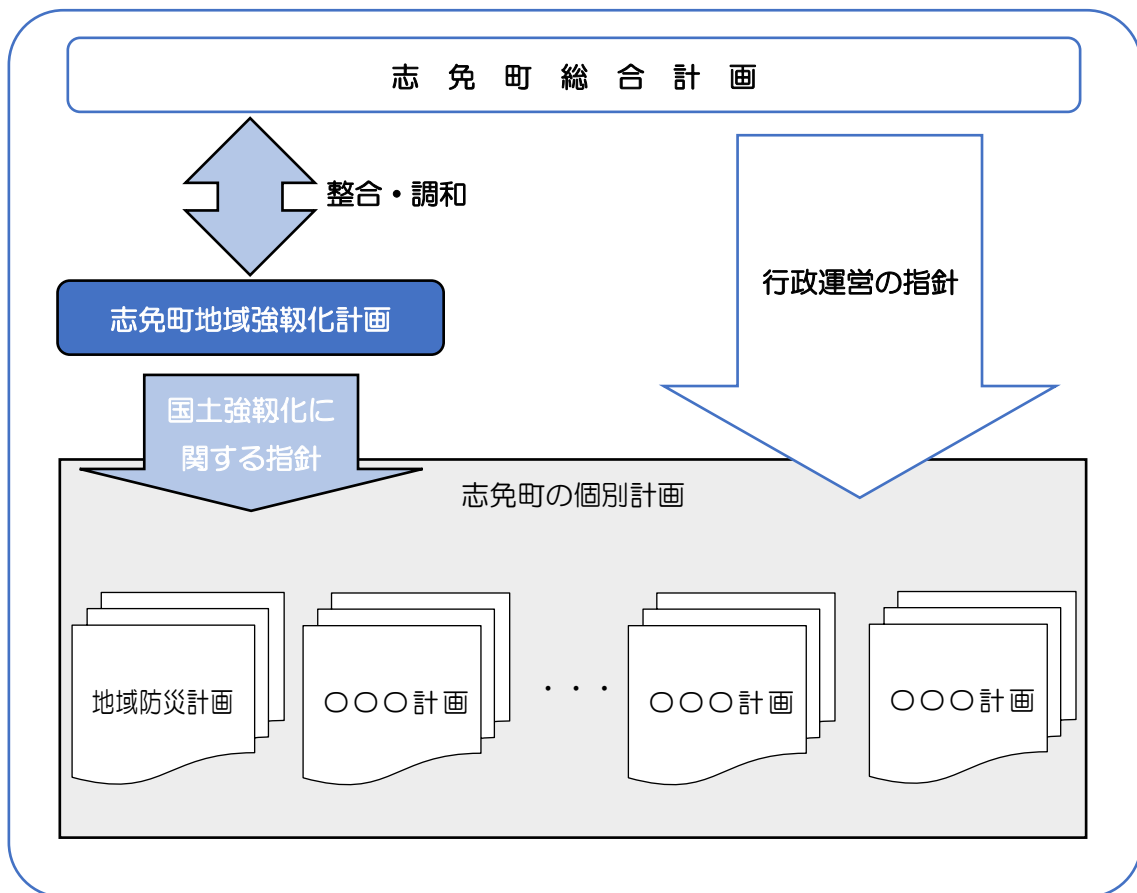
2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）であり、国の基本計画及び県の地域計画との調和を図りつつ、町政の基本方針である志免町総合計画とも整合を図りながら策定し、地域防災計画や各分野の計画における町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性を持つ計画として位置づけられるものである。

(1) 国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



(2) 本計画の位置付け



(3) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものであり、志免町地域防災計画においては、「風水害・震災編」、「原子力災害編」ごとに計画を立てている。

一方、本計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチをしている。。

■本計画と地域防災計画の違い

	志免町地域強靱化計画	志免町地域防災計画
対象のリスク	地域で想定される 自然災害全般	災害種類ごと
	リスクごとの対応をまとめるものではない。 ⇒ あらゆるリスク が対象。	地震や洪水などの災害リスクを特定し、そのリスクに対する対応をまとめている。
対象フェーズ	発災前 （平時）における施策	発災時・発災後
	発災時の応急対策や、復興・復旧を効果的に行うための事前の備えは含む。	災害予防も含めるが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担などの対応を取りまとめた計画。
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオ	-
施策の重点化	○	-
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

3 計画期間の設定

本計画は、令和5年度を始期とし、国の基本計画や、福岡県地域強靱化計画及び志免町総合計画の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策進展状況等を踏まえ、必要に応じて変更を検討するものとする。

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化の意義

本町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中心に位置し、町内には山岳はなく、須恵町・宇美町・大野城市に接する東南の丘陵地、福岡空港をはさんで福岡市と接する西南の丘陵地、そしてこのふたつの丘陵地の間を福岡市・粕屋町へと広がる平坦地からなっており、町のほぼ中心を三郡山に水源を持つ宇美川が北へ貫流している。

昭和55年以降、住宅開発などが進み、人口は増加傾向にあり、本町近隣の市町を結ぶ福岡東環状線や、福岡太宰府線などの幹線道路沿いに、大型ショッピング店舗等が進出するなど新たな商業集積がみられる。

また、幹線道路を中心に多数の路線バスが運行され、福岡空港までアクセスしやすいなど、公共交通の利便性も高い。

近年、本町が被った顕著な災害としては、平成17年3月の福岡県西方沖地震や、博多（福岡空港）で最大時間雨量116mmの大雨を記録した平成21年7月中国・九州北部豪雨などがあり、福岡県としては、平成29年7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成30年7月豪雨、筑後地域を中心に甚大な浸水被害が発生した令和2年7月豪雨が記憶に新しく、各地で起きている浸水災害や豪雨災害の頻発、激甚化が今後進むことが予想され、平時からの備えを怠ることなく災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、本町においても早急に地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本町における地方創生にも寄与することとなる。

2 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

3 基本目標

国の基本計画及び県の地域計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標を具体化するために、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する（P27参照）。

4 計画策定の基本方針

県では、国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進している。本町においても、国や県との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢の強化

① PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

② 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

③ 代替性・冗長性の確保

河川や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

④ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に町に求められる対応は、被災市町村に対する人員派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

⑤ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

① ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

公共施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

② 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

③ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ることや（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

① 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化や長寿命化を定めた志免町公共施設個別施設計画等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

② 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努めるため、志免町協働事業や出前講座などを通じて、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

③ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護の高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

第3章 町の地域特性

1 町域の概況

(1) 地形条件

本町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中央、福岡市から東へ8km、糟屋郡の南西部に位置し、町域は南端の田富から北の御手洗の端まで約7.91km、東西は最も広いところで約1.64kmと細く、面積は8.69km²である。

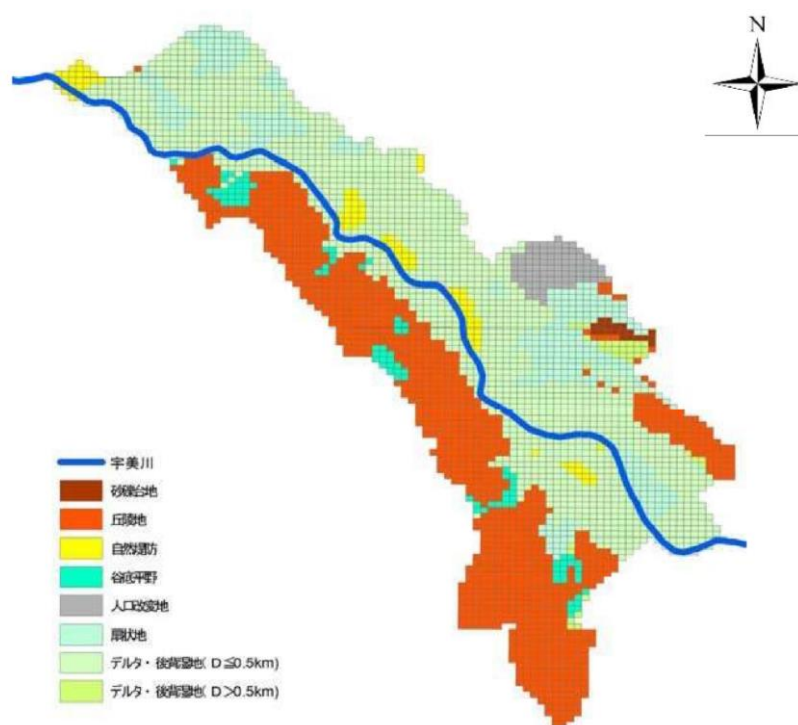
町内は標高30m以下の平野が約80%を占めており、町の南部に標高100m以上の高台が10%程度分布している。

■本町の位置図

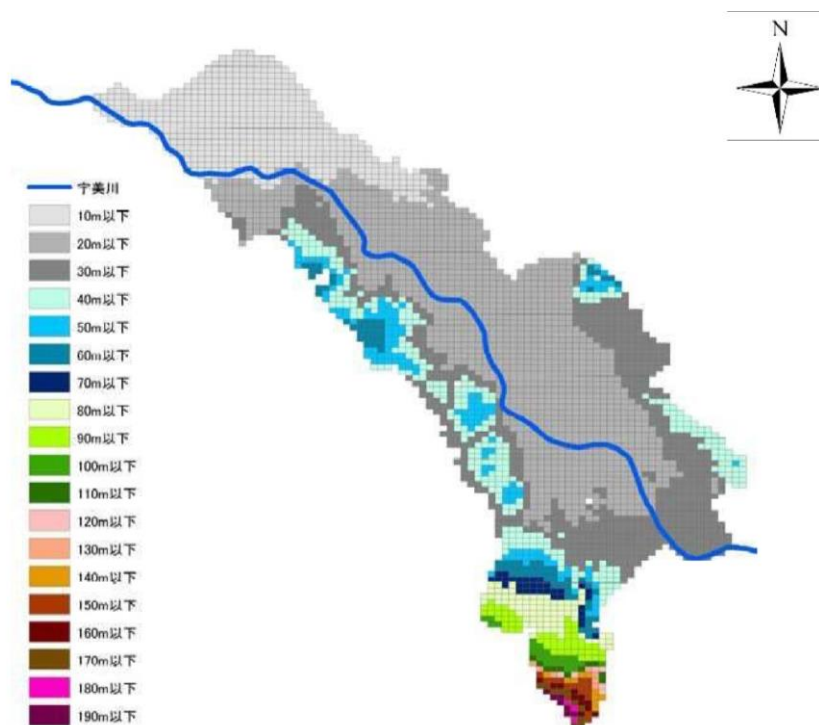


(参考：志免町都市計画マスタープラン)

■表層地盤図



■標高図



(参考：志免町耐震改修促進計画（令和3年2月改定）)

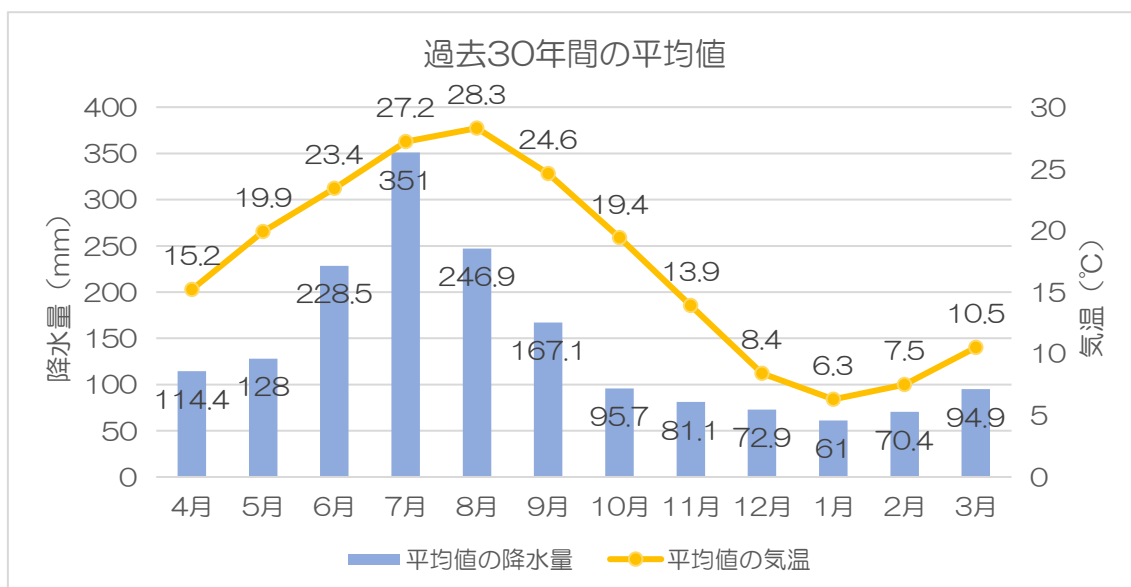
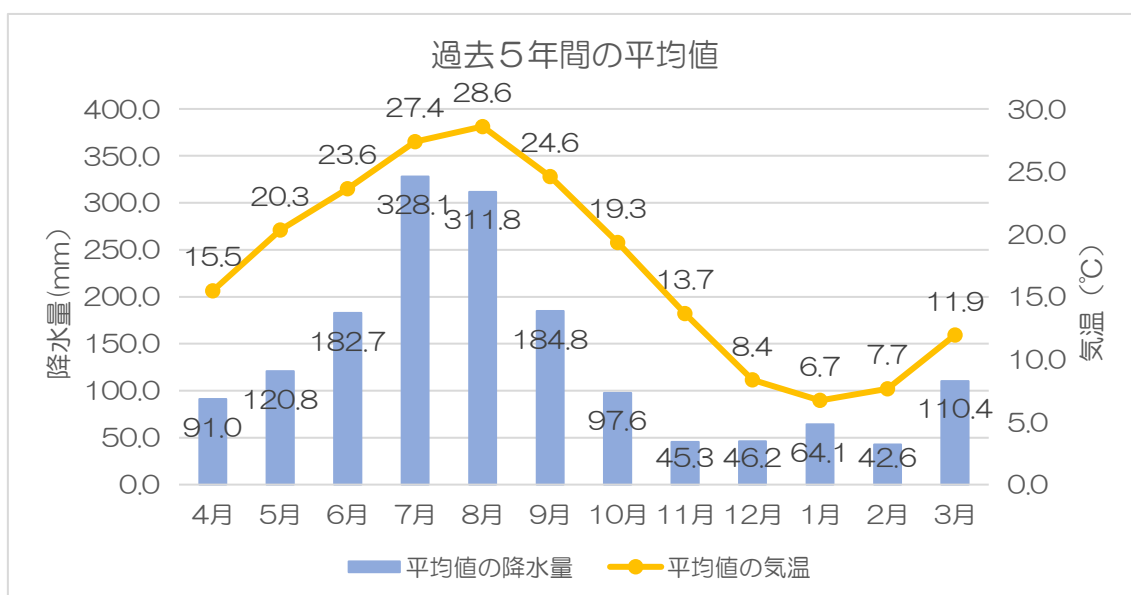
(2) 地質条件

周囲の山地に分布する三郡変成岩・花崗岩の古生代の地層は、わずかに月隈丘陵に位置し、大部分は新世代の古第3紀層と第3紀層の沖積層第4紀層の洪積層・沖積層である。

(3) 気象

本町を含む福岡地方は、日本海型気候区に属し、冬季には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。過去5年の博多地点の平均気温は17.3℃、年降水量は1,630mmである。

1991年から2020年の30年間の平均値では、平均気温は17.1℃、年降水量は1,711mmとなっている。



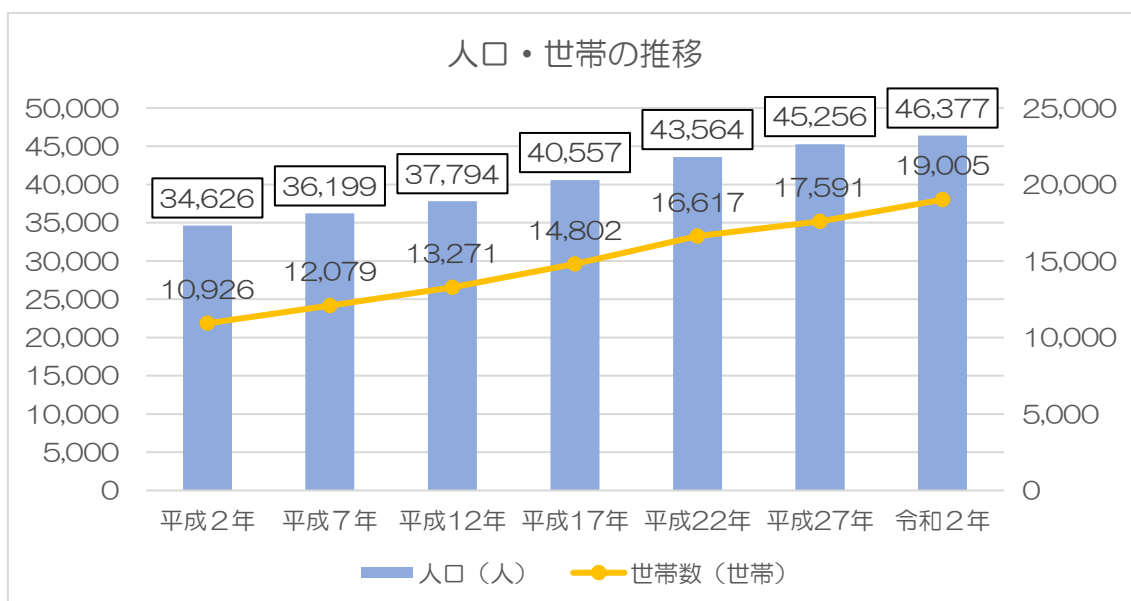
(参考：気象庁 HP)

(4) 社会的条件

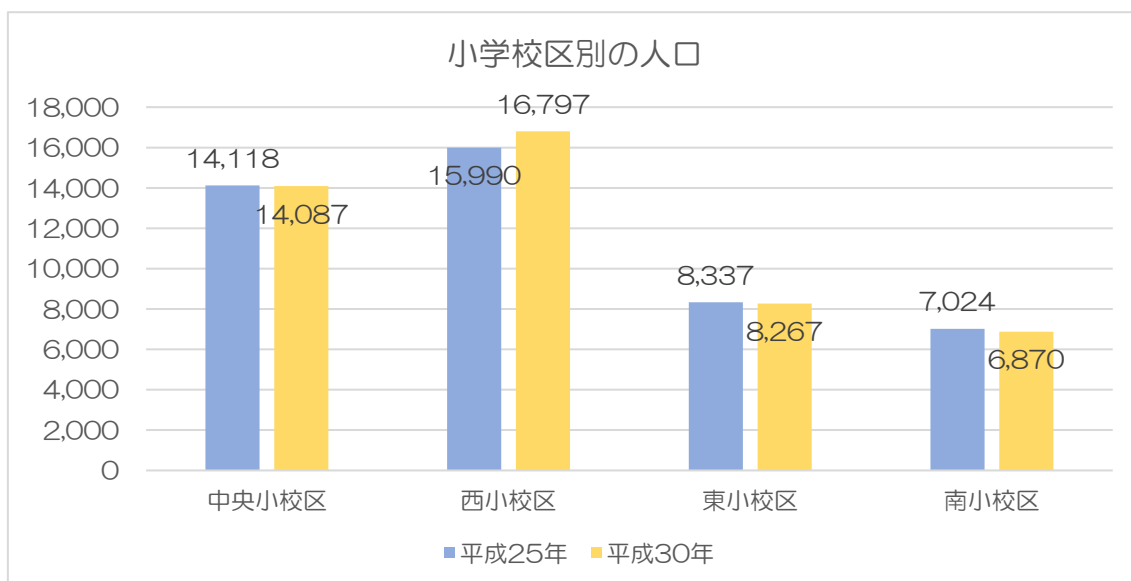
① 人口・世帯の状況

本町の人口及び世帯は、昭和55年以降ともに増加しており、令和2年の国勢調査による人口及び世帯数は、それぞれ46,377人、19,005世帯で、平成27年の前回調査と比較すると、5年間で1,121人、1,414世帯の増加となっている。全国の人口増減率が前回調査から0.7%減となっているのに対し、本町では2.4%増となっている。

小学校区別の人口をみると、中央小校区および、西小校区に集中しており、特に、西小校区は増加傾向にある。



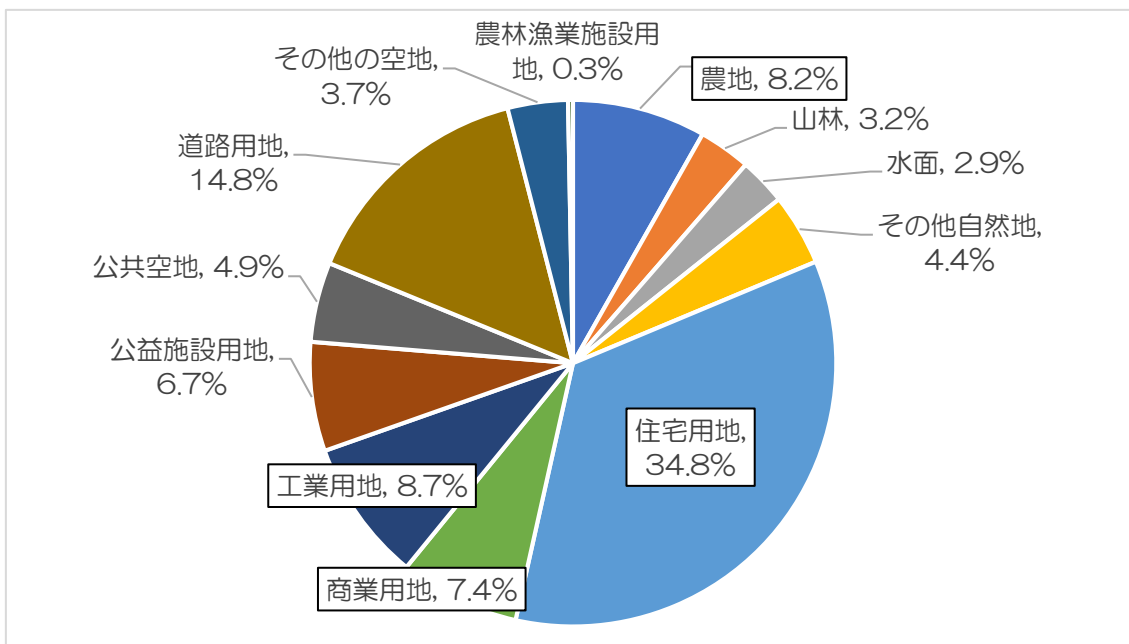
(参考：国勢調査)



(参考：住民基本台帳)

② 土地利用の状況

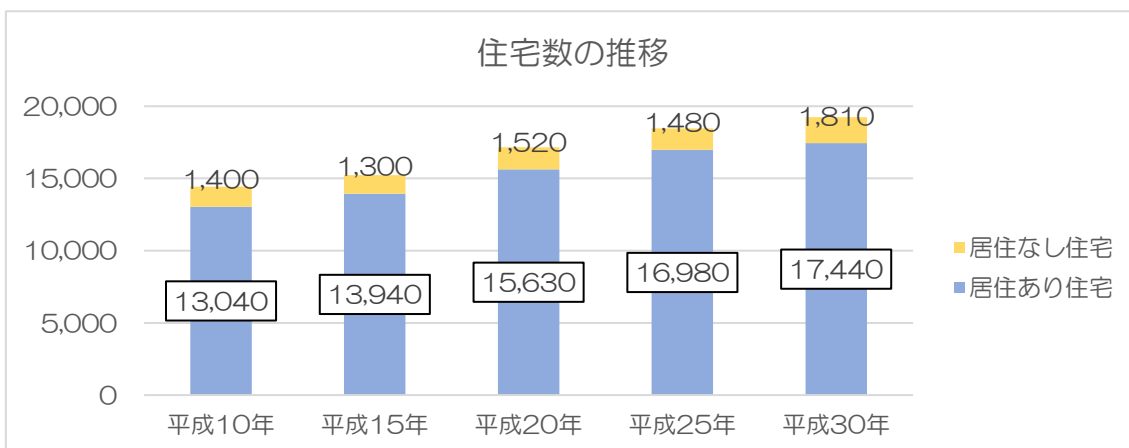
本町の土地利用の現状は、約8割が都市的土地利用となっており、そのうち約6割を宅地が占めている。また、県道福岡東環状線及び県道福岡太宰府線の沿道に商業用地が多く集積し、工業用地は、西小学校区に比較的規模が大きく、その他の校区に比較的規模が小さなものが点在している。



(参考：平成 29 年度都市計画基礎調査)

③ 建物（住宅）

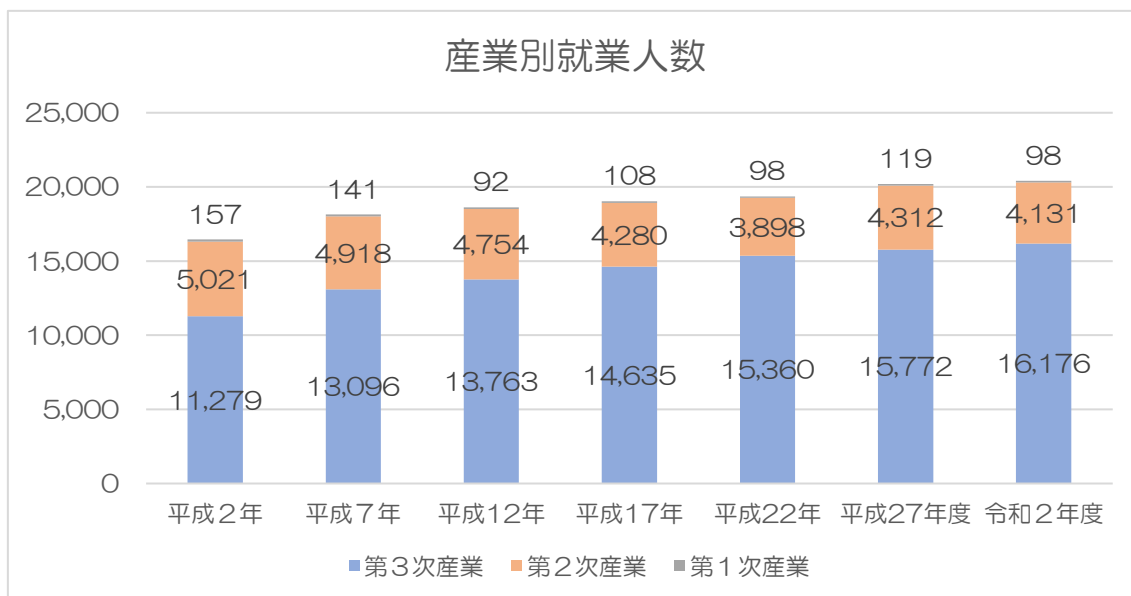
本町の住宅数は、世帯増加に伴い、特に共同住宅（マンション・アパートなど）が増加し、同時に空き家などの居住無し住宅（売却用や賃貸用なども含む）も増加傾向にある。



(参考：住宅・土地統計調査)

④ 産業

産業別就業者数は、令和2年の国勢調査によると、第1次産業98名、第2次産業4,131人、第3次産業16,176人となっており、平成2年調査からの推移をみると、第3次産業の就業者は増加し、第1次産業、第2次産業の就業者は減少傾向にある。

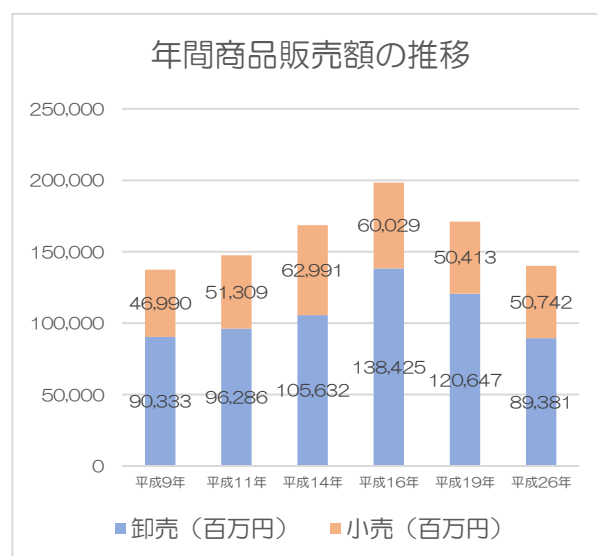
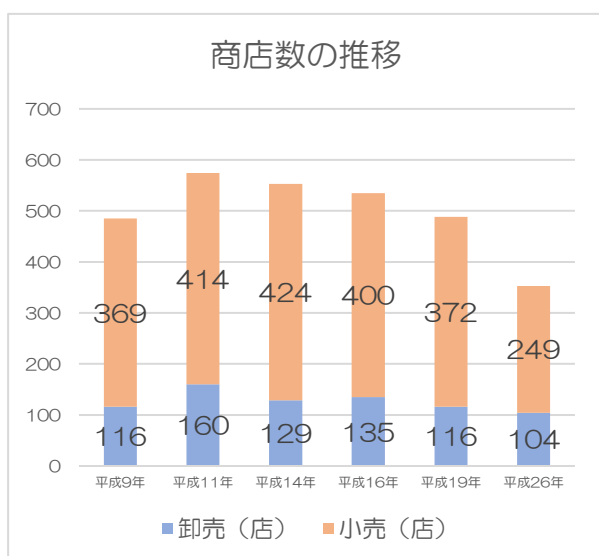


(参考：国勢調査)

⑤ 商業

商店数の平成9年から平成26年までの推移をみると、近年は減少傾向にある。

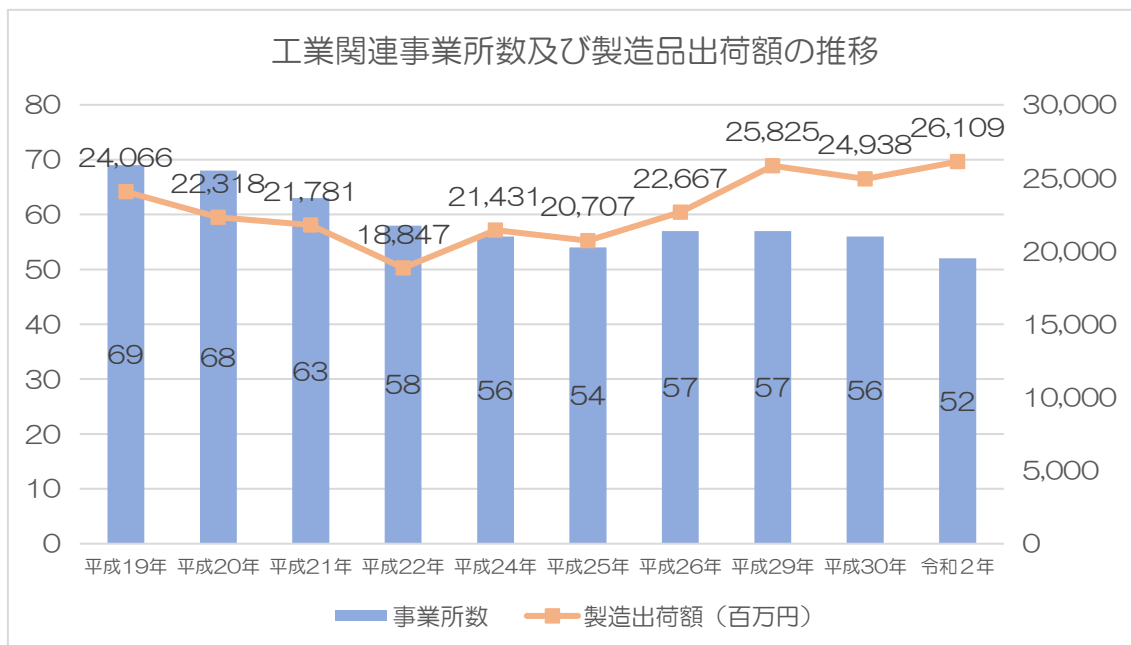
隣接する市町村の大規模店舗の出店などもあり、平成26年時点でピーク時の約6割程度、年間商品販売額については7割程度まで減少している。



(参考：商業統計調査)

⑥ 工業

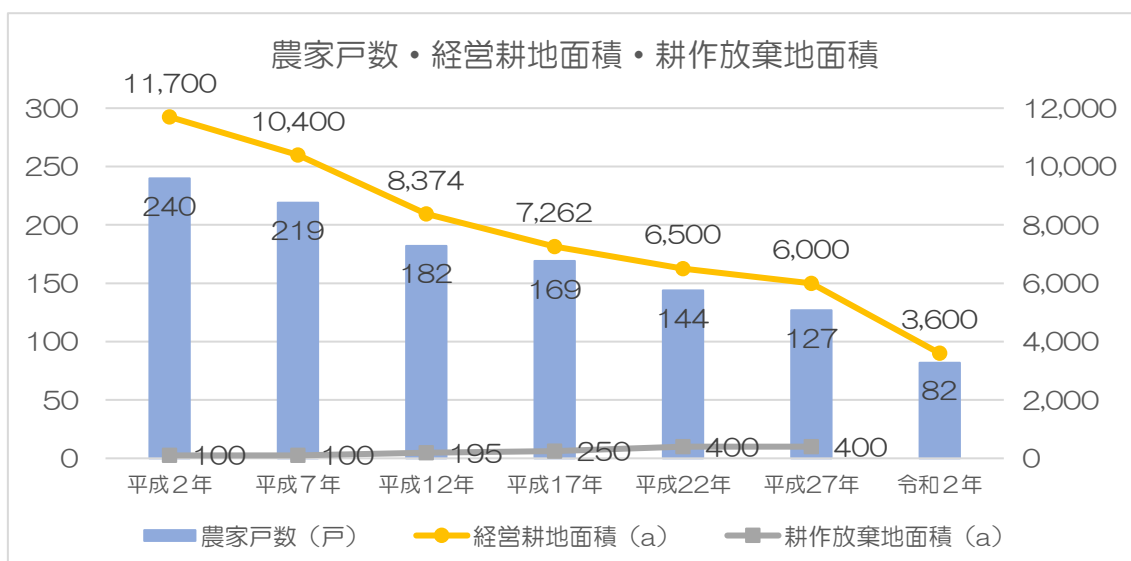
工業関連事業所数は、平成19年からの推移をみると減少傾向にあるが、製造品出荷額については、平成22年以降、増加傾向にある。



(参考：工業統計調査)

⑦ 農業

農家戸数、経営耕地面積ともに減少傾向にあり、令和2年には、平成2年の約3分の1まで減少している。耕作放棄地は増加傾向にあり、平成27年では、平成2年の約4倍まで増加している。



(参考：農林業センサス)

2 志免町における自然災害の被害リスク

(1) 風水害

① 風水害の発生状況

本町においては、大雨は6月下旬から7月下旬にかけて発生しており、台風は8月下旬から9月下旬に接近している。今後も風水害などの自然災害による甚大な被害の発生が懸念される。

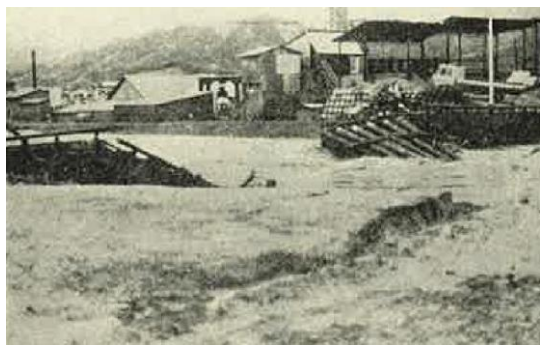
■発生した主な風水害等

	死者	住家 被害	非住家 被害	道路 被害	橋梁 被害	河川 被害	崖崩 れ	水道 被害
昭和 28 年西日本水害 昭和 28 年 6 月 29 日		813				4		
昭和 48 年寒冷前線 昭和 48 年 7 月 31 日	2	4,234	3	15	2	10	2	12
平成 11 年梅雨前線 平成 11 年 6 月 29 日		239				3	3	
平成 11 年台風第 18 号 平成 11 年 9 月 24 日		水稲被害発生 水稲倒伏面積 (a) = 11,718.2						
平成 15 年 7 月梅雨前線 平成 15 年 7 月 19 日		600				21		150
平成 16 年台風第 16 号 平成 16 年 8 月 30 日			12					
平成 18 年梅雨前線 平成 18 年 7 月 1 日						1		
平成 18 年台風第 13 号 平成 18 年 9 月 17 日		156						
平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨 (7/24~7/26)		216		32		4	5	
平成 22 年梅雨前線 平成 22 年 7 月 11 日				6		1	3	
福岡県記録の短時間大雨情報 平成 26 年 8 月 22 日	1							
平成 30 年 7 月豪雨 平成 30 年 7 月 6 日							1	

(参考：志免町地域防災計画)

■大雨による顕著な被害

昭和 48 年の水害では、九州北部で7月 30 日夜から 31 日未明にかけて局地的な豪雨に襲われ、死者2名、吉原大橋・新吉原橋の流出、冠水・埋没・流失 27 町歩（1 町歩＝約 3,000 坪）などの被害をもたらした（写真：志免町誌より引用）。



押し流された吉原大橋



道を洗う濁流（堀田）

平成 15 年 7 月大雨では、宇美川上流の三郡山麓で、時間雨量約 100mm の豪雨が2時間にわたり発生し、志免町各地で宇美川があふれ、吉原橋上流左岸の堤防決壊等の被害をもたらした。

平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨では、7月 24 日から 26 日にかけて、梅雨前線の活動が活発化し、最大時間雨量 116mm（博多（福岡空港））の大雨を記録した。

この水害による町の被害は、床上浸水 52 世帯、床下浸水 164 世帯に達した。

■平成 15 年 7 月大雨



大雨により堤防が決壊

■平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨



堤防損壊直後の応急作業

■台風による顕著な災害

平成 11 年台風第 18 号では、水稻倒伏面積が 1,1718.2a もの被害をもたらした。
平成 18 年台風第 13 号では、最大瞬間風速 49.0m/s を記録し、住家被害が 156 軒に及ぶなどの被害をもたらした。

■高潮による顕著な災害

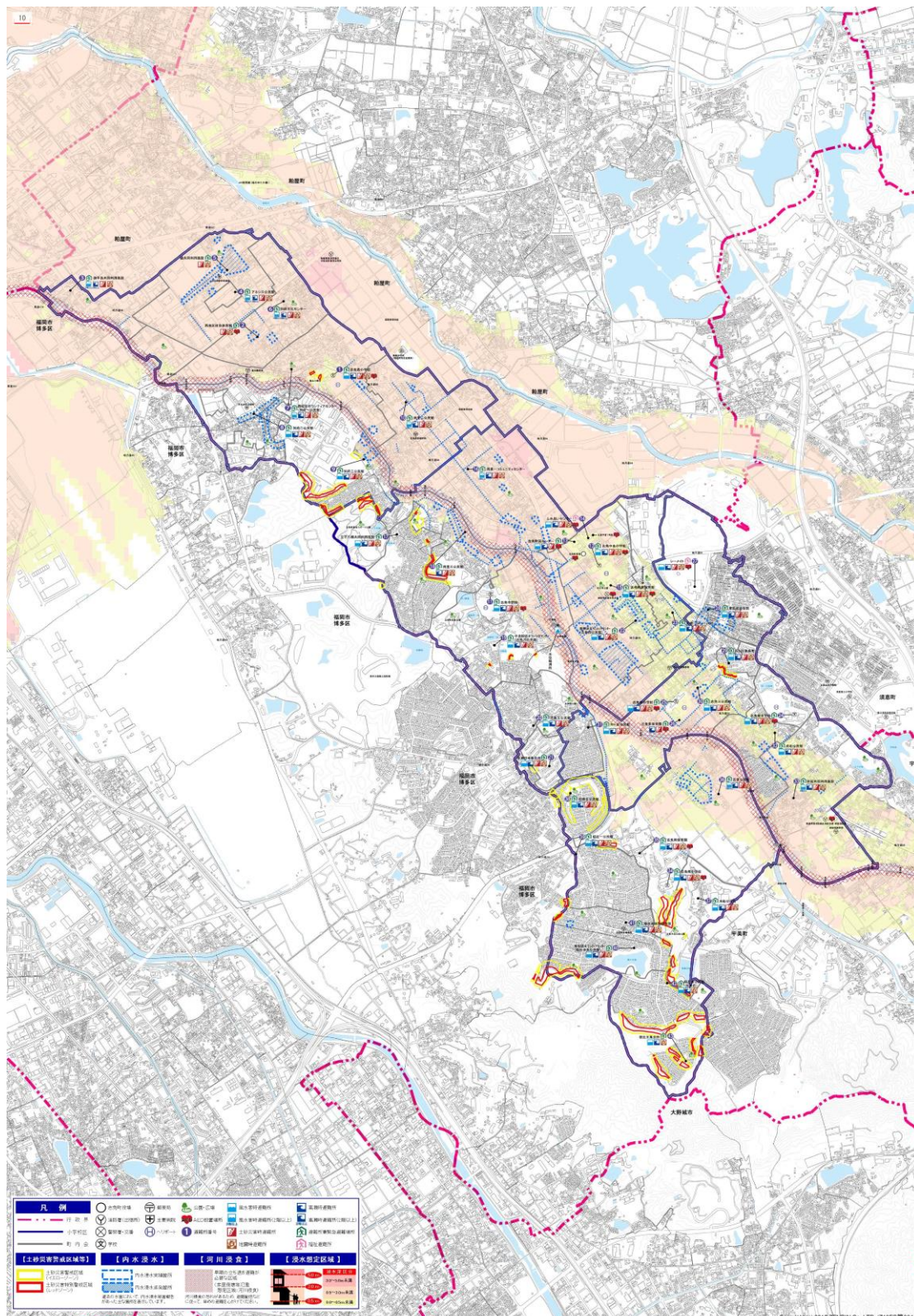
近年、高潮の被害は発生していないが、台風による高潮で潮位が高くなっているときに高波があると、普段は波が来ないようなところまで波が押し寄せ、被害が発生するおそれがある。

② 風水害等による被害のリスク

風水害の被害想定については、洪水（洪水浸水想定区域図）、土砂災害（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域）、高潮（高潮浸水想定区域図）の被害を想定している。

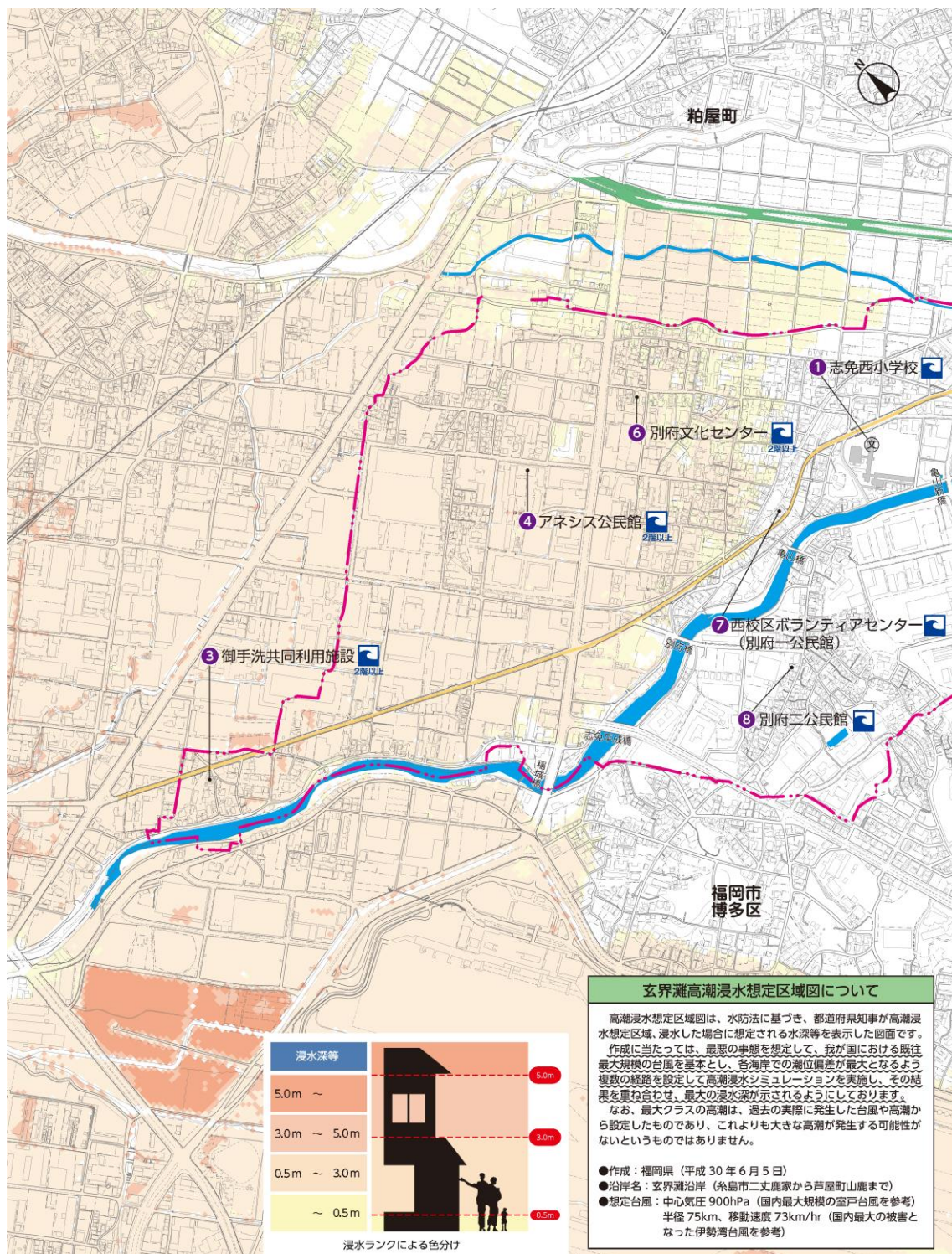
洪水	多々良川水系宇美川他洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（福岡県）
	洪水浸水想定区域図：平成 30 年 4 月 27 日公表（宇美川） ：令和 4 年 5 月 27 日公表（宇美川以外） 対象河川：多々良川水系宇美川他※ 1 前提となる降雨：流域全体に 9 時間の総雨量が 674mm ※ 1 多々良川水系宇美川、須恵川、井野川
土砂災害	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（福岡県）
	指定箇所数：急傾斜地の崩壊 39 か所、福岡市隣接 3 か所
高潮	玄界灘高潮浸水想定区域図（福岡県）
	浸水想定区域図：平成 30 年 6 月 5 日公表 沿岸名：玄界灘沿岸（糸島市二丈鹿家から芦屋町山麓まで） 想定台風：中心気圧 900hPa、半径 75 km、移動速度 73 km/hr

■志免町の風水害等による被害リスク（洪水・土砂災害）



(参考：志免町防災ハザードマップ（平成31年3月発行）)

■志免町の風水害等による被害リスク（高潮）



（参考：志免町防災ハザードマップ（平成31年3月発行））

(2) 地震

① 地震の発生状況

1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区気象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、一カ月後の4月20日には最大震度5強の地震（深さ14km、マグニチュード5.8）が発生した。

町でも震度5弱を観測し、負傷者14名、住宅の一部損壊55棟という被害が発生した。

この地震の他に、過去にも地震による被災履歴が幾つか確認されている。その被災履歴の中でも町に被害をあたえたと推測される地震としては、西暦679年の水縄断層系で発生したといわれているM7.0の地震（出典：日本書紀）や、1898年の糸島の地震（M6.0）があげられる。糸島の地震は福岡市の西方で生じたM6程度の群発性の浅い地震である。これらの地震による死者はなかったが、負傷者3名、家屋の損壊、道路や堤防の破損が多数発生した。さらに1929年には博多湾付近でM5.1、1930年には糸島郡の雷山付近でM5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じた。

なお、1854年の伊予西部の地震（M7.3～7.5）、1889年の熊本地震（M6.3）、2016年の熊本地震（M7.3）などのように、九州周辺の地域で発生する地震によっても被害を受ける可能性がある。

■福岡県に被害を及ぼした主な地震

西暦	月日	震源	深さ km	規模 M	主な被害
679	12月一日	筑紫		6.5～7.5	家屋倒壊が多く、幅2丈(6m)、長さ3千丈(10km)の地割れが生じた
1706	11月26日	筑後		—	7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848	1月10日	筑後		5.9	柳川で家屋倒壊あり
1872	3月14日	浜田地震		7.1	久留米で液状化による被害
1898	8月10日	糸島半島		—	糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日M5.8余震、福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。 早良郡壱岐、金部村で土蔵被害。
1929	8月8日	福岡県		5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ。 震度3：福岡 佐賀 巖原

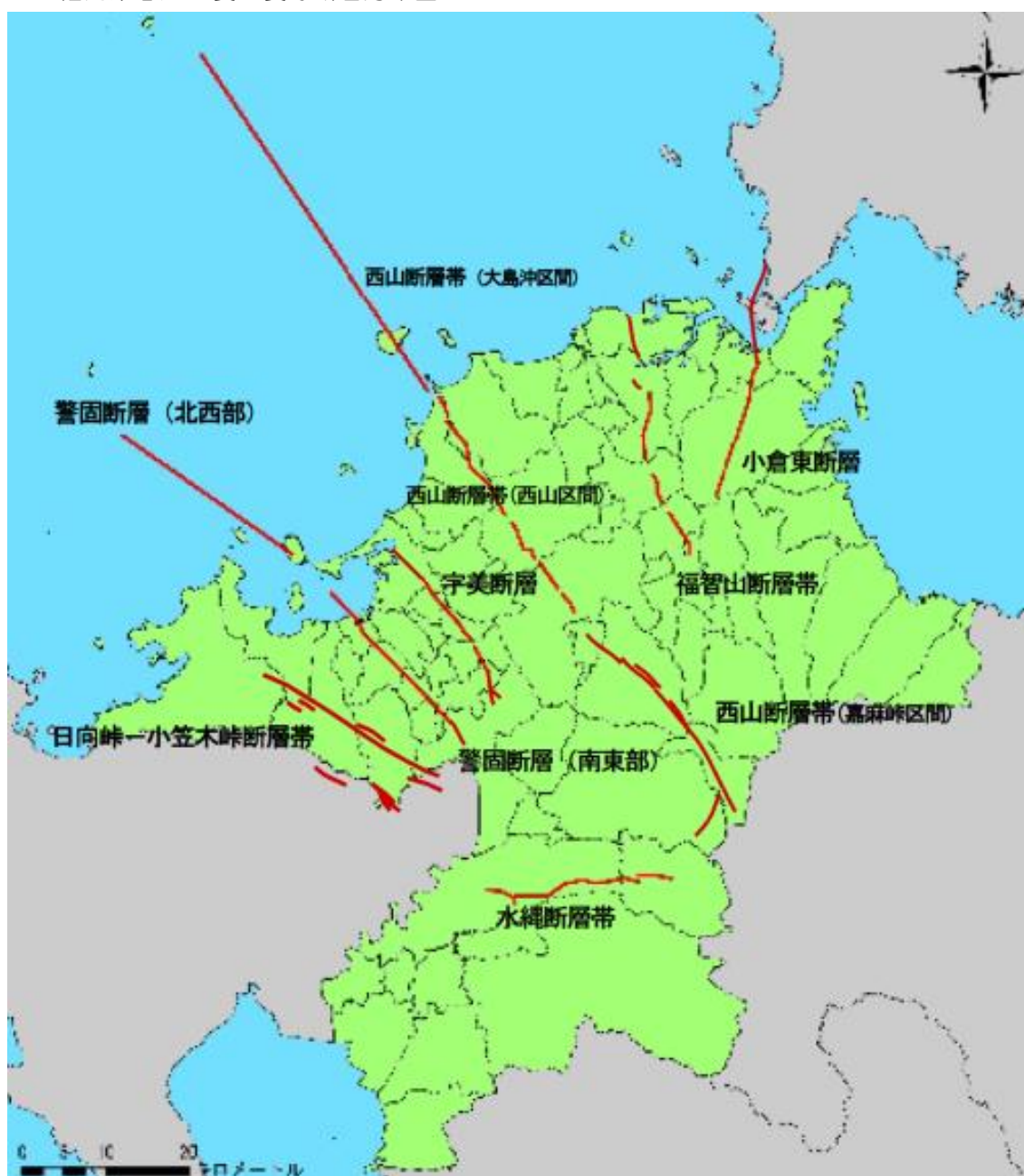
1930	2月5日	福岡市西部	30	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 7日 強い余震 震度3：福岡 佐賀 厳原
1941	11月19日	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。 宮崎でほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5：宮崎 人吉 震度4：福岡 熊本 大分 震度3：飯塚
1966	11月12日	有明海	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3：福岡 熊本 佐賀 雲仙 日田
1968	8月6日	愛媛県西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。 宇和島で重油タンクのパイプ破損し、重油170kℓが海上に流失 震度5：大分 震度4：福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3：飯塚 下関 佐賀 日田 都城
1991	10月28日	周防灘沖	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4：福岡 震度3：飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1996	10月19日	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のもの落下程度。飢肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5：宮崎 鹿児島 震度4：福岡
1997	6月25日	山口県・島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強：益田町 震度4：福岡
2005	3月20日	福岡県西方沖	9	7.0	福岡県 最大震度6弱 死者1名 重傷者198名 軽傷者1,006名 全壊144棟 半壊353棟 一部損壊9,340棟 (消防庁調べ。平成18年9月30日現在) 志免町 震度5弱 死者0名 重傷1名 軽傷13名 全壊・半壊0棟 一部損壊55棟
2016	4月16日	熊本地方	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 志免町 震度3を計測

(参考：志免町地域防災計画)

② 地震による被害の想定

被害想定については、福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」に基づき、本町に大きな影響を与えると考えられる地震は、地震火災による被害を考慮して、出火・延焼の危険性が最も高くなる平日の「冬の夕刻」（17時～18時）の時間帯で、警固断層南東部、宇美断層、又は基盤一定で発生する地震であると考えられる。

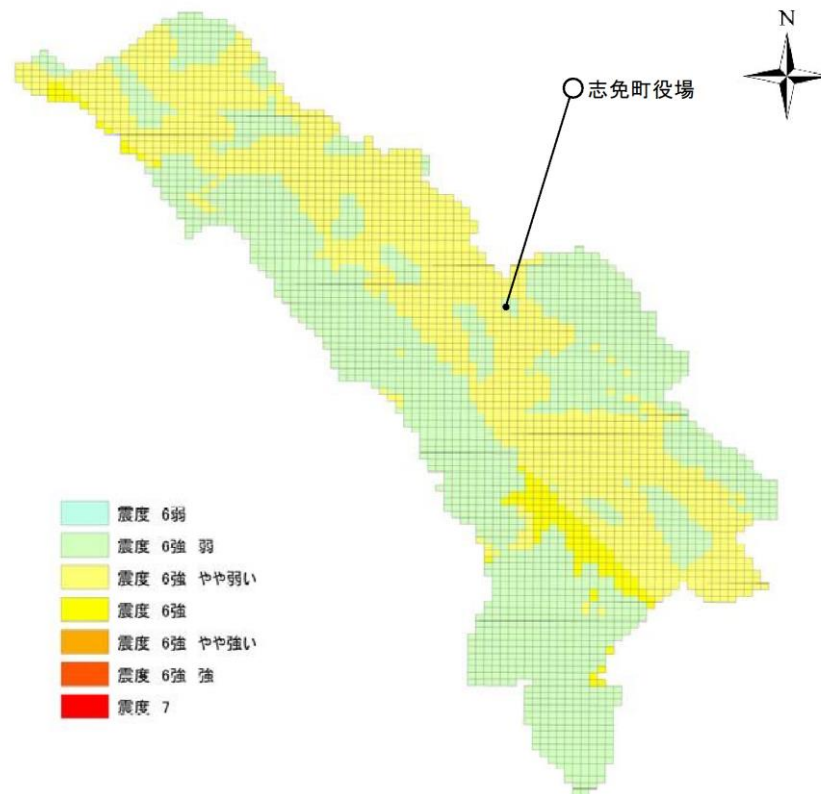
■福岡県想定地震の震源断層分布図



(参考：福岡県地域防災計画)

■警固断層 南東部

福岡県西方沖地震の震源より南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけて、断層の長さ 27 km（震源断面の長さ 27 km）、震源断層の幅 15 km（上端の深さ 2 km、下端の深さ 17 km）とする。警固断層南東部地震（地震の規模マグニチュード 7.2 のケース）と想定されている。



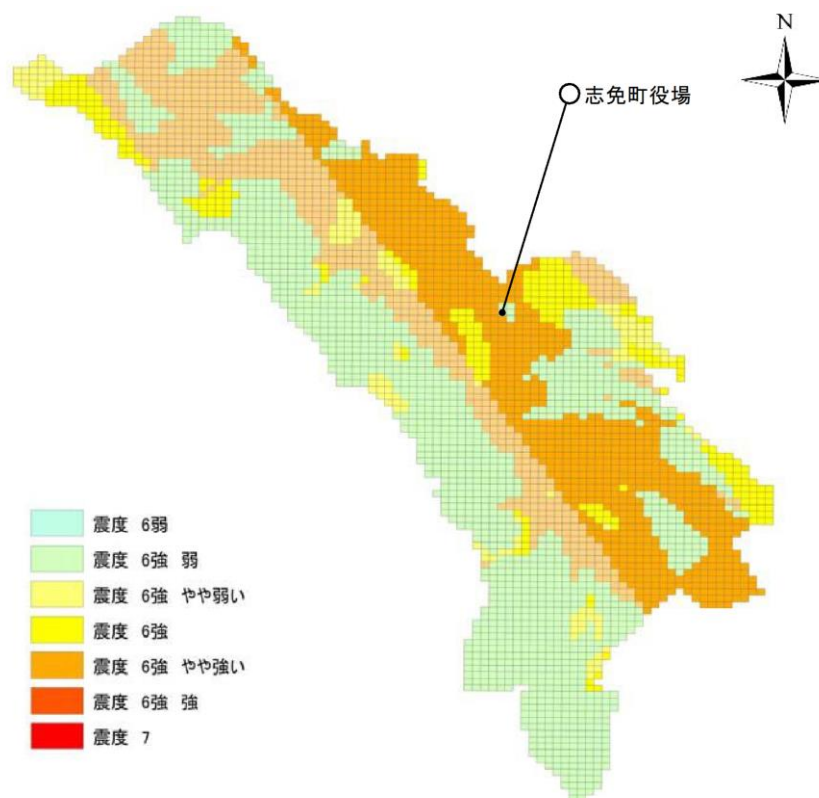
（参考：志免町耐震改修促進計画（令和3年2月改定））

活動断層	断層の長さ (km)	マグニチュード (M)	震源の深さ (km)	断層幅 (km)	町内震度
警固断層帯 (南東部)	27	7.2	上端深さ：2 下端深さ：17	15	最小：震度6弱 最大：震度6強

（参考：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月）他）

■宇美断層

福岡市から太宰府市付近にかけて断層の長さ約 18 kmのうち、震源断層の長さ 18 km、震源断層の幅 9 km (上端の深さ 2 km、下端の深さ 11 km)、地震の規模マグニチュード 6.9 と想定されている。



(参考：志免町耐震改修促進計画 (令和3年2月改定))

活動断層	断層の長さ (km)	マグニチュード (M)	震源の深さ (km)	断層幅 (km)	町内震度
宇美断層	18	6.9	上端深さ：2 下端深さ：11	9	最小：震度6弱 最大：震度6強

(参考：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書 (平成24年3月) 他)

■基盤一定（活断層の存在が確認されていない地域）

地表に現れていない未知の活断層の存在を考慮すると、県内どこでも地震が生じ得る。そこで、平成 18 年度に作成された前回のアセスメント調査と同様に、基盤上に一定の地震動を与え、表層地盤の増幅特性の相違のみを考慮して地表加速度及び震度分布図を作成したもの。台地・丘陵等の良好な地盤上で震度 6 弱程度となるよう、マグニチュード 6.9、深さ 10 km と設定されている。

■地震が活動した場合の被害想定（宇美断層は被害想定無し）

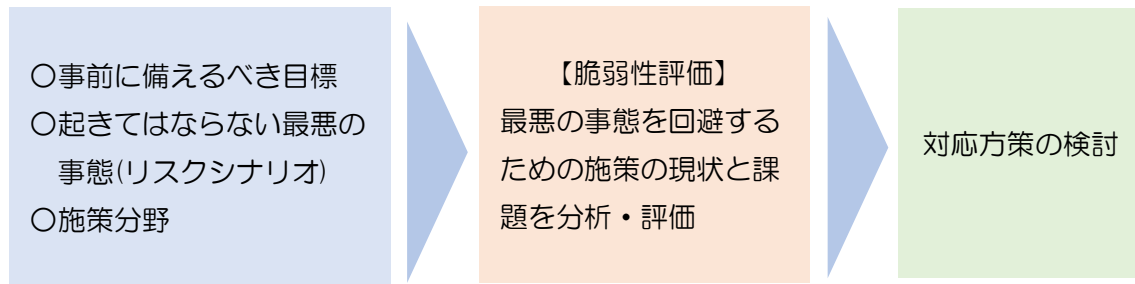
被害想定項目		警固断層 南東部地震M7.2	基盤地震動一定
1	死者数	19	3
2	負傷者数	244	60
3	要救出現場（箇所）数	25	2
4	要救出者数	50	6
5	要後方医療搬出者数	24	6
6	避難者数	187	18
7	斜面崩壊危険度（A）箇所数	7	1
8	斜面崩壊被災建物棟数	15	3
9	建物全壊棟数	63	6
	うち木造全壊棟数	23	0
	うち非木造大破棟数	40	6
10	建物半壊棟数	167	26
	うち木造全壊棟数	60	3
	うち非木造大破棟数	107	23
11	地震火災全出火棟数	1	0
12	地震火災消失棟数	0	0
13	上水道管被害箇所数	114	38
14	下水道管被害箇所数	12	1
15	都市ガス管被害箇所数	0	0
16	電柱被害本数	2	0
17	電話柱被害本数	2	0
18	生活支障世帯		
	居住制約	17,659	7,141
	食料・飲料水	17,659	5,074
	電気	2,650	0
	情報通信回線（NTT）	139	0
19	エレベーター閉じ込め者数	226	96

（参考：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成 24 年 3 月））

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされていることから、国土強靱化地域計画策定ガイドラインの手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を行い、対応方策を検討した。



2 事前に備えるべき目標の設定

国の基本計画を参考にしつつ、県の地域計画（8項目）との整合、本町の実情を勘案して8項目を設定した。

■事前に備えるべき目標

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
6	経済活動を機能不全に陥らせない
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

県の地域計画では、30項目の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

本計画では、本町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、23項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、志免町総合計画の施策を基に、以下のとおり 17 項目を設定した。

■施策分野

施策分野	1 人権の尊重と男女共同参画社会の構築
	2 スポーツ・文化活動の振興
	3 住民活動・地域交流の推進
	4 まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興
	5 子育て支援の充実
	6 学校教育の充実
	7 子どもの健全育成
	8 健康づくりの推進
	9 高齢者福祉の充実
	10 障がい者福祉の充実
	11 社会保障の健全な運営
	12 防犯・交通安全対策の推進
	13 防災・減災対策の推進
	14 快適な生活環境の維持と循環型社会の構築
	15 快適な都市基盤の整備
	16 健全な行財政運営
	17 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進

5 脆弱性の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」と関連する(発生の要因となる)施策の整理に当たって、町の各課が実施している取組を調査・整理し、強靱化施策として、進捗状況の把握や課題等の確認などの脆弱性の分析・評価を行った。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果、施策分野ごとの評価結果は、別紙1、別紙2のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 強靱化施策の推進方針

脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針をリスクシナリオ・施策分野ごとに整理した。

(1) リスクシナリオごとの推進方針

目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

庁舎の長寿命化、維持管理(総務課)

○庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、災害対策本部の運営を可能とする。

シーメイトの大規模改修、維持管理(福祉課)

○施設の大規模改修や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

ふれあいセンターの長寿命化、維持管理(健康課)

○施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

町立保育園の建替、維持管理(子育て支援課)

○保育園施設については、個別施設計画に基づき、長寿命化改修または建替えを検討し、民営化も視野に入れて耐震化を促進する。
○建替えをする際は、太陽光発電設備や蓄電装置等の再生可能エネルギー装置の導入を検討する。

学童保育所の新設、維持管理(子育て支援課)

○学童保育所の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理(子育て支援課)

○坂瀬共同利用施設の適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

住環境等の整備(空き家対策)(生活安全課)

○適切に管理されていない空家等の所有者に対して適正管理の依頼、情報提供等を継続的に行う。
○空家等対策計画を策定し、増加している空き家に対処していく。

<p>1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生</p>
<p>住宅、特定建築物の耐震改修促進(都市整備課)</p> <p>○建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるため、チラシ等を使った普及啓発を実施し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。</p>
<p>住環境等の整備（良好な宅地の造成）(都市整備課)</p> <p>○分譲を予定する事業者に対し志免町開発事業指導要綱による協議を実施し、狭小な土地分譲を防ぐ指導を行う。</p>
<p>学校施設の適切な維持管理(学校教育課)</p> <p>○公立学校施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、避難所としての運営を可能とする。</p>
<p>町民図書館の維持管理(社会教育課)</p> <p>○大規模災害により、図書館の損壊・火災等を避けるため、適切な維持管理を行う。</p>
<p>社会体育施設の長寿命化、維持管理(社会教育課)</p> <p>○社会体育施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理(社会教育課)</p> <p>○施設の耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>生涯学習館の大規模改修、維持管理(社会教育課)</p> <p>○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>公民館の長寿命化、維持管理(社会教育課)</p> <p>○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、地域コミュニティの復旧、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-2)、1-4)】(生活安全課)</p> <p>○職員に対して、町が行うべき避難情報等に関する情報提供を行い、理解促進を図る。</p> <p>○避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいた災害対策本部運営訓練等を実施し、理解促進を図る。</p>
<p>公共施設の適切な維持管理の促進【再掲⇒3-2)】(経営企画課)</p> <p>○庁舎等の公共施設は「志免町公共施設個別施設計画」に基づき、引き続き耐震補強、長寿命化改修等を実施し、建物の安全性の確保と適切な維持管理に努める。</p>

<p>1-2) 高潮による多数の死傷者の発生</p>
<p>ハザードマップの作成・周知【再掲⇒1-3)、1-4)】(生活安全課)</p> <p>○災害時に円滑な避難が行われるよう、ハザードマップを転入者等に配布し、また、町内会等に対してハザードマップを活用した出前講座等を実施する。</p> <p>○関係法令の改正等、ハザードマップの見直しが必要な場合は、更新等を行う。</p>
<p>防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、4-1)、7-1)】(生活安全課)</p> <p>○河川の監視体制や、町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や避難判断を行うことを踏まえ、適切な維持管理を行う。</p> <p>○関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく。</p>
<p>適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-1)、1-4)】(生活安全課)</p> <p>○職員に対して、町が行うべき避難情報等に関する情報提供を行い、理解促進を図る。</p> <p>○避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいた災害対策本部運営訓練等を実施し、理解促進を図る。</p>
<p>水門の整備【再掲⇒1-3)】(都市整備課)</p> <p>○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備を進める。</p>

1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
ハザードマップの作成・周知(生活安全課) ○災害時に円滑な避難が行われるよう、ハザードマップを転入者等に配布し、また、町内会等に対してハザードマップを活用した出前講座等を実施する。 ○関係法令の改正等、ハザードマップの見直しが必要な場合は、更新等を行う。
防災情報システムを活用した災害対策の構築(生活安全課) ○河川の監視体制や、町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や避難判断を行うことを踏まえ、適切な維持管理を行う。 ○関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく。
適切な避難情報等の発令(生活安全課) ○職員に対して、町が行うべき避難情報等に関する情報提供を行い、理解促進を図る。 ○避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいた災害対策本部運営訓練等を実施し、理解促進を図る。
水門の整備(都市整備課) ○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備を進める。
井堰の適切な維持管理(都市整備課) ○定期的に整備点検を行い適切な維持管理を行うことで不具合を抑制し、大雨時の災害抑制機能を確認する。
排水能力の向上(都市整備課) ○水路老朽化対策事業に基づき、老朽化水路の整備を進める。 ○道路冠水対策事業に基づき、排水路の整備を進める。
治水対策の推進(都市整備課) ○ため池の活用や公園等の雨水浸透施設の整備を進める。 ○開発協議時に雨水流出抑制対策の実施を協議する。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
ハザードマップの作成・周知【再掲⇒1-3)、1-2)】(生活安全課) ○災害時に円滑な避難が行われるよう、ハザードマップを転入者等に配布し、また、町内会等に対してハザードマップを活用した出前講座等を実施する。 ○関係法令の改正等、ハザードマップの見直しが必要な場合は、更新等を行う。
適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-1)、1-2)】(生活安全課) ○職員に対して、町が行うべき避難情報等に関する情報提供を行い、理解促進を図る。 ○避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいた災害対策本部運営訓練等を実施し、理解促進を図る。

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

情報伝達手段の整備(生活安全課)

○既存の情報伝達媒体を適切に運用するとともに、国の財政措置等を踏まえ、多重化や改修等の検討を行う。

避難行動要支援者の避難支援(生活安全課)

○要配慮者への積極的な計画策定のため、福祉課や健康課でも受付等を行い、計画策定率の向上を目指す。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者をリスト化し、自主防災組織や民生委員等と適宜情報共有を図りつつ、優先順位を上げて計画策定に取り組む。

福祉避難所の避難体制の整備(生活安全課)

○継続して、福祉避難所に必要な物資の備蓄に努める。

○ホームページで福祉避難所の周知を継続して行うとともに、出前講座等で直接町民への周知を行う。また、避難所運営訓練等を行う。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、周知を行う。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

<p>2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止</p>
<p>町立保育園の建替、維持管理【再掲⇒1-1)、3-2)】(子育て支援課)</p> <p>○保育園施設については、個別施設計画に基づき、長寿命化改修または建替えを検討し、民営化も視野に入れて耐震化を促進する。</p> <p>○建替えをする際は、太陽光発電設備や蓄電装置等の再生可能エネルギー装置の導入を検討する。</p>
<p>公助による備蓄・調達の推進(生活安全課)</p> <p>○志免町備蓄基本計画に基づき、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行い、災害応援協定において、物資の供給や輸送等に関する協定の締結先の拡大を図る。</p> <p>○国の交付金等を活用し、感染症対策に必要な資機材の継続的な整備を行う。</p>
<p>再生可能エネルギーの導入促進(生活安全課)</p> <p>○公共施設に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境配慮の推進を図るとともに、災害時にも使用可能な電力等の確保に努める。</p>
<p>エネルギー需給の確保(生活安全課)</p> <p>○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等を整備するための支援を行う。</p>
<p>水道施設の耐震化(上下水道課)</p> <p>○水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する。</p>
<p>応急給水体制の整備(上下水道課)</p> <p>○日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。</p>
<p>民間事業者等との連携強化(上下水道課)</p> <p>○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。</p>
<p>民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-4)、5-1)】(生活安全課)</p> <p>○随時、災害応援協定の拡大に向けて模索し、災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、応援協定の締結を推進する。</p>
<p>下水道圧送施設の機能保持【再掲⇒5-3)、5-2)】(上下水道課)</p> <p>○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。</p>

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団員の充実強化(生活安全課)

○消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。

消防団運営資機材等の整備(生活安全課)

○住民の安全を確保するため、消防団格納庫・資機材の整備や点検を行い、適切な維持管理を行う。

○住民の安全を確保するため、火災時に消火活動支援を行えるよう消防車両や格納庫の整備を行う。

自主防災組織の充実強化(生活安全課)

○出前講座や町内会長会議で、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

感染症の予防・まん延防止(健康課)

○浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。

○ワクチン接種の啓発活動や接種体制を構築し、住民のワクチン接種率を向上させ、避難所等における感染症予防に取り組む。

<p>2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>ふれあいセンターの長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)、3-2)】(健康課)</p> <p>○施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。</p>
<p>福祉避難所の避難体制の整備【再掲⇒1-5)】(生活安全課)</p> <p>○継続して、福祉避難所に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>○ホームページで福祉避難所の周知を継続して行うとともに、出前講座等で直接町民への周知を行う。また、避難所運営訓練等を行う。</p>
<p>公助による備蓄・調達の推進【再掲⇒2-1)】(生活安全課)</p> <p>○志免町備蓄基本計画に基づき、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行い、災害応援協定において、物資の供給や輸送等に関する協定の締結先の拡大を図る。</p> <p>○国の交付金等を活用し、感染症対策に必要な資機材の継続的な整備を行う。</p>
<p>エネルギー需給の確保【再掲⇒2-1)、3-2)】(生活安全課)</p> <p>○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等を整備するための支援を行う。</p>
<p>自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-2)】(生活安全課)</p> <p>○出前講座や町内会長会議で、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。</p>
<p>福祉避難所の運営(シーメイト)(福祉課)</p> <p>○福祉避難所において、介助者の負担を軽減し、長期の避難生活に対応できるよう、簡易ベッドなどの資機材の拡充整備を推進するなど、要配慮者の受入環境の充実を図る。</p> <p>○要配慮者の福祉避難所への移送は自助・共助が原則となるが、他に方法がない場合は、事業者にも協力いただくなど、支援の仕組み作りを図る。</p> <p>○非常用自家発電設備を計画的に更新する。</p>
<p>健康管理体制の構築(健康課)</p> <p>○県と市町村が連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを活用し、関係機関が連携して 中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。</p>
<p>うつ・自殺予防(健康課)</p> <p>○災害派遣精神医療チーム(DPAT) による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、DPAT 養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。</p>

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

福祉避難所の運営（ふれあいセンター）（健康課）

○福祉避難所の適切な運営のため、マニュアルに準じた必要な物資・器材・人材の確保等を図り、要配慮者の受入環境の充実を図る。

また、整備された非常用自家発電設備を活用し、避難生活環境の確保を図る。

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理（生活安全課）

○し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化を進める。

避難所における人権意識の向上（社会教育課）

○避難所生活において、避難者間で差別などの人権侵害を避けるため、講習会や啓発パネル等の展示を行い、人権意識の向上を図る。

民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-1)、5-1)】（生活安全課）

○随時、災害応援協定の拡大に向けて模索し、災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、応援協定の締結を推進する。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

治安維持のための防犯灯の維持管理(生活安全課)

○町内会の経年劣化による防犯灯の取替にかかる費用負担を軽減するため、補助事業を継続して行い、町民の安全確保等を推進する。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

庁舎の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)】(総務課)

○庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、災害対策本部の運営を可能とする。

シーメイトの大規模改修、維持管理【再掲⇒1-1)】(福祉課)

○施設の大規模改修や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

ふれあいセンターの長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)、2-4)】(健康課)

○施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

町立保育園の建替、維持管理【再掲⇒1-1)、2-1)】(子育て支援課)

○保育園施設については、個別施設計画に基づき、長寿命化改修または建替えを検討し、民営化も視野に入れて耐震化を促進する。

○建替えをする際は、太陽光発電設備や蓄電装置等の再生可能エネルギー装置の導入を検討する。

学童保育所の新設、維持管理【再掲⇒1-1)】(子育て支援課)

○学童保育所の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理【再掲⇒1-1)】(子育て支援課)

○坂瀬共同利用施設の適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

学校施設の適切な維持管理【再掲⇒1-1)】(学校教育課)

○公立学校施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、避難所としての運営を可能とする。

町民図書館の維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、図書館の損壊・火災等を避けるため、適切な維持管理を行う。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

<p>社会体育施設の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1】(社会教育課)</p> <p>○社会体育施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1】(社会教育課)</p> <p>○施設の耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>生涯学習館の大規模改修、維持管理【再掲⇒1-1】(社会教育課)</p> <p>○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>公民館の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1】(社会教育課)</p> <p>○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、地域コミュニティの復旧、指定避難所としての運営を可能にする。</p>
<p>再生可能エネルギーの導入促進【再掲⇒2-1】(生活安全課)</p> <p>○公共施設に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境配慮の推進を図るとともに、災害時にも使用可能な電力等の確保に努める。</p>
<p>エネルギー需給の確保【再掲⇒2-1)、2-4】(生活安全課)</p> <p>○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等を整備するための支援を行う。</p>
<p>職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上(総務課)</p> <p>○防災担当職員等の育成のため、国や県が実施する研修に積極的に参加していく。</p> <p>また、その他の職員に対しても、防災知識、役割の分担等に関する研修を実施し、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。</p>
<p>情報通信システム等の安定的な運用(総務課)</p> <p>○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。</p>
<p>公共施設の適切な維持管理の促進(経営企画課)</p> <p>○庁舎等の公共施設は「志免町公共施設個別施設計画」に基づき、引き続き耐震補強、長寿命化改修等を実施し、建物の安全性の確保と適切な維持管理に努める。</p>
<p>災害対策本部の適切な運営(生活安全課)</p> <p>○志免町地域防災計画に基づき、災害対応や、避難情報の伝達、避難所対応を行うとともに、国や県からの通知等に対して適切に対応する。</p> <p>○適切な避難情報を発令するために、職員における防災訓練の実施や、マニュアル等の周知による理解促進を図る。</p>

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

業務継続体制の確保(生活安全課)

○志免町業務継続計画に基づいた対応をするために、職員に対する周知を継続的に行い、理解促進を図る。

○国や県の計画見直しがあった際は、適切に見直しを行う。

受援体制の確保(生活安全課)

○志免町災害時受援計画の継続的な見直しや、同計画に基づく訓練等を実施する。

民間企業との連携強化(生活安全課)

○随時、災害応援協定の拡大に向けて模索し、災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、応援協定の締結を推進する。

り災証明の迅速な発行(生活安全課)

○要綱に沿ったマニュアルを作成し、職員の理解促進を図る。

○り災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステム操作講習、住家被害認定の調査・判定方法について県が実施している研修を受講する。

非常用発電機の維持管理(生活安全課)

○大規模災害時等の業務継続体制を確保するため、年に1回の点検時に、複数の職員で点検するなど、情報共有を図る。

○操作マニュアルを充実させ、職員の操作方法の理解促進を図る。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、1-2)、7-1)】(生活安全課)

○河川の監視体制や、町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や避難判断を行うことを踏まえ、適切な維持管理を行う。

○関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく。

情報伝達手段の整備【再掲⇒1-5)、7-1)】(生活安全課)

○既存の情報伝達媒体を適切に運用するとともに、国の財政措置等を踏まえ、多重化や改修等の検討を行う。

情報通信システム等の安定的な運用【再掲⇒3-2)】(総務課)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) エネルギーの長期にわたる供給停止

民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-1)、2-4)】(生活安全課)

○随時、災害応援協定の拡大に向けて模索し、災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、応援協定の締結を推進する。

5-2) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化【再掲⇒2-1)】(上下水道課)

○水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する。

応急給水体制の整備【再掲⇒2-1)】(上下水道課)

○日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応急給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。

民間事業者等との連携強化【再掲⇒2-1)、5-3)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

下水道圧送施設の機能保持【再掲⇒5-3)、2-1)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

5-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

民間事業者等との連携強化【再掲⇒2-1)、5-2)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

下水道施設の耐震化等の推進(上下水道課)

○道路上マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の強靱化を推進する。

下水道圧送施設の機能保持(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。

5-4) 交通インフラの長期にわたる機能停止	
生活道路の整備(都市整備課)	○志免町道路整備計画（令和元年度）に基づき、道路の拡幅及び交差点の改良等を進める。
橋梁の長寿命化(都市整備課)	○志免町が管理する87橋において、志免町個別施設計画（橋梁）に基づき、確実な点検及び損傷の早期発見、補修を実施し、適切な維持管理を行う。
交通安全施設の維持管理(都市整備課)	○志免町交通安全プログラム、道路照明施設適正化事業、道路付属物点検調査結果等に基づき、交通安全施設の維持管理を進める。
災害時の緊急事態に対応する道路の整備(都市整備課)	○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、都市計画道路志免・宇美線建設事業及び、それに付随する道路の改良整備などを重点的に進める。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

商工業者への事業継続支援(まちの魅力推進課)

〇県の中小企業支援・融資制度に連携して取り組むとともに、被災時には、商工会と連携して災害状況に応じた支援を活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

商工業者への事業継続支援【再掲⇒6-1)】(まちの魅力推進課)

〇県の中小企業支援・融資制度に連携して取り組むとともに、被災時には、商工会と連携して災害状況に応じた支援を活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、1-2)、4-1)】(生活安全課)

○河川の監視体制や、町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や避難判断を行うことを踏まえ、適切な維持管理を行う。

○関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく。

情報伝達手段の整備【再掲⇒1-5)、4-1)】(生活安全課)

○既存の情報伝達媒体を適切に運用するとともに、国の財政措置等を踏まえ、多重化や改修等の検討を行う。

職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上【再掲⇒3-2)】(総務課)

○防災担当職員等の育成のため、国や県が実施する研修に積極的に参加していく。

また、その他の職員に対しても、防災知識、役割の分担等に関する研修を実施し、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

ため池の防災・減災対策(都市整備課)

○「防災重点農業用ため池」8箇所について、劣化状況及び地震・豪雨耐性評価を行う。評価結果から総合的にリスクを勘案し、緊急性の高いものから防災工事等を実施する。

○「防災重点農業用ため池」8箇所について、県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、作成、公表している「ため池ハザードマップ」を、継続的に住民への周知や注意喚起のために行う。また、転入者等へも配布し、継続的な周知を行う。

7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

大気汚染物質、水質汚濁等の対策(生活安全課)

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、設置者に対して法令に則った適正な維持管理の徹底を促す。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物の適正な処理(生活安全課)

○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び、発災直後からの必要事項をまとめた志免町災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）に基づき、処理の実効性向上に努める。また、継続的な見直しを行う。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

被災者への復旧支援(福祉課)

○被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

災害ボランティア活動の強化(生活安全課)

○社会福祉協議会や関係団体と情報共有を図り、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの活性化(まちの魅力推進課)

○地域コミュニティ活性化に取り組む町内会を支援するため、町内会長を対象とした様々な取り組みを行う。

貴重な文化財、伝統文化の喪失への対策(社会教育課)

○展示物・収蔵物等を点検し、大規模災害時でも被害を最小限にとどめるよう努める。
○文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備えた修復技術が伝承されるよう努める。

(2) 施策分野ごとの推進方針

1 人権の尊重と男女共同参画社会の構築

避難所における人権意識の向上(社会教育課)

○避難所生活において、避難者間で差別などの人権侵害を避けるため、講習会や啓発パネル等の展示を行い、人権意識の向上を図る。

2 スポーツ・文化活動の振興

シーメイトの大規模改修、維持管理(福祉課)

○施設の大規模改修や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

町民図書館の維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、図書館の損壊・火災等を避けるため、適切な維持管理を行う。

社会体育施設の長寿命化、維持管理(社会教育課)

○社会体育施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。

町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理(社会教育課)

○施設の耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。

生涯学習館の大規模改修、維持管理(社会教育課)

○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、指定避難所としての運営を可能にする。

3 住民活動・地域交流の推進

公民館の長寿命化、維持管理(社会教育課)

○施設の大規模改修を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、地域コミュニティの復旧、指定避難所としての運営を可能にする。

避難行動要支援者の避難支援(生活安全課)

○要配慮者への積極的な計画策定のため、福祉課や健康課でも受付等を行い、計画策定率の向上を目指す。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者をリスト化し、自主防災組織や民生委員等と適宜情報共有を図りつつ、優先順位を上げて計画策定に取り組む。

自主防災組織の充実強化(生活安全課)

○出前講座や町内会長会議で、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

3 住民活動・地域交流の推進
地域コミュニティの活性化(まちの魅力推進課) ○地域コミュニティ活性化に取り組む町内会を支援するため、町内会長を対象とした様々な取り組みを行う。

4 まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興
水門の整備(都市整備課) ○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備を進める。
井堰の適切な維持管理(都市整備課) ○定期的に整備点検を行い適切な維持管理を行うことで不具合を抑制し、大雨時の災害抑制機能を確認する。
商工業者への事業継続支援(まちの魅力推進課) ○県の中小企業支援・融資制度に連携して取り組むとともに、被災時には、商工会と連携して災害状況に応じた支援を活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。
ため池の防災・減災対策(都市整備課) ○「防災重点農業用ため池」8箇所について、劣化状況及び地震・豪雨耐性評価を行う。評価結果から総合的にリスクを勘案し、緊急性の高いものから防災工事等を実施する。 ○「防災重点農業用ため池」8箇所について、県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、作成、公表している「ため池ハザードマップ」を、継続的に住民への周知や注意喚起のために行う。また、転入者等へも配布し、継続的な周知を行う。
貴重な文化財、伝統文化の喪失への対策(社会教育課) ○展示物・収蔵物等を点検し、大規模災害時でも被害を最小限にとどめるよう努める。 ○文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備えた修復技術が伝承されるよう努める。

5 子育て支援の充実
町立保育園の建替、維持管理(子育て支援課) ○保育園施設については、個別施設計画に基づき、長寿命化改修または建替えを検討し、民営化も視野に入れて耐震化を促進する。 ○建替えをする際は、太陽光発電設備や蓄電装置等の再生可能エネルギー装置の導入を検討する。
学童保育所の新設、維持管理(子育て支援課) ○学童保育所の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

6 学校教育の充実

学校施設の適切な維持管理(学校教育課)
○公立学校施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、避難所としての運営を可能とする。

防災教育の推進(学校教育課)
○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、周知を行う。

7 子どもの健全育成

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理(子育て支援課)
○坂瀬共同利用施設の適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生を抑止する。

8 健康づくりの推進

ふれあいセンターの長寿命化、維持管理(健康課)
○施設の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、福祉避難所の運営を可能とする。

感染症の予防・まん延防止(健康課)
○浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う。
○ワクチン接種の啓発活動や接種体制を構築し、住民のワクチン接種率を向上させ、避難所等における感染症予防に取り組む。

健康管理体制の構築(健康課)
○県と市町村が連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを活用し、関係機関が連携して 中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

うつ・自殺予防(健康課)
○災害派遣精神医療チーム(DPAT) による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援のため、DPAT 養成研修等を通じ、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む。

9 高齢者福祉の充実
福祉避難所の運営（シーメイト）（福祉課）
<p>○福祉避難所において、介助者の負担を軽減し、長期の避難生活に対応できるよう、簡易ベッドなどの資機材の拡充整備を推進するなど、要配慮者の受入環境の充実を図る。</p> <p>○要配慮者の福祉避難所への移送は自助・共助が原則となるが、他に方法がない場合は、事業者にも協力いただくなど、支援の仕組み作りを図る。</p> <p>○非常用自家発電設備を計画的に更新する。</p>
福祉避難所の運営（ふれあいセンター）（健康課）
<p>○福祉避難所の適切な運営のため、マニュアルに準じた必要な物資・器材・人材の確保等を図り、要配慮者の受入環境の充実を図る。</p> <p>また、整備された非常用自家発電設備を活用し、避難生活環境の確保を図る。</p>

10 障がい者福祉の充実
福祉避難所の運営（シーメイト）【再掲⇒9】（福祉課）
<p>○福祉避難所において、介助者の負担を軽減し、長期の避難生活に対応できるよう、簡易ベッドなどの資機材の拡充整備を推進するなど、要配慮者の受入環境の充実を図る。</p> <p>○要配慮者の福祉避難所への移送は自助・共助が原則となるが、他に方法がない場合は、事業者にも協力いただくなど、支援の仕組み作りを図る。</p> <p>○非常用自家発電設備を計画的に更新する。</p>
福祉避難所の運営（ふれあいセンター）【再掲⇒9】（健康課）
<p>○福祉避難所の適切な運営のため、マニュアルに準じた必要な物資・器材・人材の確保等を図り、要配慮者の受入環境の充実を図る。</p> <p>また、整備された非常用自家発電設備を活用し、避難生活環境の確保を図る。</p>

11 社会保障の健全な運営
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒3、13】（生活安全課）
<p>○要配慮者への積極的な計画策定のため、福祉課や健康課でも受付等を行い、計画策定率の向上を目指す。</p> <p>○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者をリスト化し、自主防災組織や民生委員等と適宜情報共有を図りつつ、優先順位を上げて計画策定に取り組む。</p>

12 防犯・交通安全対策の推進
住環境等の整備（空き家対策）（生活安全課）
<p>○適切に管理されていない空家等の所有者に対して適正管理の依頼、情報提供等を継続的に行う。</p> <p>○空家等対策計画を策定し、増加している空き家に対処していく。</p>

12 防犯・交通安全対策の推進

治安維持のための防犯灯の維持管理(生活安全課)

○町内会の経年劣化による防犯灯の取替にかかる費用負担を軽減するため、補助事業を継続して行い、町民の安全確保等を推進する。

13 防災・減災対策の推進

住宅、特定建築物の耐震改修促進(都市整備課)

○建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるため、チラシ等を使った普及啓発を実施し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。

ハザードマップの作成・周知(生活安全課)

○災害時に円滑な避難が行われるよう、ハザードマップを転入者等に配布し、また、町内会等に対してハザードマップを活用した出前講座等を実施する。

○関係法令の改正等、ハザードマップの見直しが必要な場合は、更新等を行う。

防災情報システムを活用した災害対策の構築(生活安全課)

○河川の監視体制や、町民への情報提供を強化し、早急な水防活動や避難判断を行うことを踏まえ、適切な維持管理を行う。

○関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく。

適切な避難情報等の発令(生活安全課)

○職員に対して、町が行うべき避難情報等に関する情報提供を行い、理解促進を図る。

○避難情報の判断・伝達マニュアルに基づいた災害対策本部運営訓練等を実施し、理解促進を図る。

排水能力の向上(都市整備課)

○水路老朽化対策事業に基づき、老朽化水路の整備を進める。

○道路冠水対策事業に基づき、排水路の整備を進める。

治水対策の推進(都市整備課)

○ため池の活用や公園等の雨水浸透施設の整備を進める。

○開発協議時に雨水流出抑制対策の実施を協議する。

情報伝達手段の整備(生活安全課)

○既存の情報伝達媒体を適切に運用するとともに、国の財政措置等を踏まえ、多重化や改修等の検討を行う。

避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒3、11】(生活安全課)

○要配慮者への積極的な計画策定のため、福祉課や健康課でも受付等を行い、計画策定率の向上を目指す。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者をリスト化し、自主防災組織や民生委員等と適宜情報共有を図りつつ、優先順位を上げて計画策定に取り組む。

13 防災・減災対策の推進

福祉避難所の避難体制の整備(生活安全課)

- 継続して、福祉避難所に必要な物資の備蓄に努める。
- ホームページで福祉避難所の周知を継続して行うとともに、出前講座等で直接町民への周知を行う。また、避難所運営訓練等を行う。

公助による備蓄・調達の推進(生活安全課)

- 志免町備蓄基本計画に基づき、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行い、災害応援協定において、物資の供給や輸送等に関する協定の締結先の拡大を図る。
- 国の交付金等を活用し、感染症対策に必要な資機材の継続的な整備を行う。

エネルギー需給の確保(生活安全課)

- 指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等を整備するための支援を行う。

消防団員の充実強化(生活安全課)

- 消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。

消防団運営資機材等の整備(生活安全課)

- 町民の安全を確保するため、消防団格納庫・資機材の整備や点検を行い、適切な維持管理を行う。
- 町民の安全を確保するため、火災時に消火活動支援を行えるよう消防車両や格納庫の整備を行う。

自主防災組織の充実強化【再掲⇒3、17】(生活安全課)

- 出前講座や町内会長会議で、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

災害対策本部の適切な運営(生活安全課)

- 志免町地域防災計画に基づき、災害対応や、避難情報の伝達、避難所対応を行うとともに、国や県からの通知等に対して適切に対応する。
- 適切な避難情報を発令するために、職員における防災訓練の実施や、マニュアル等の周知による理解促進を図る。

業務継続体制の確保(生活安全課)

- 志免町業務継続計画に基づいた対応をするために、職員に対する周知を継続的にを行い、理解促進を図る。
- 国や県の計画見直しがあった際は、適切に見直しを行う。

受援体制の確保(生活安全課)

- 志免町災害時受援計画の継続的な見直しや、同計画に基づく訓練等を実施する。

13 防災・減災対策の推進

民間企業との連携強化(生活安全課)

○随時、災害応援協定の拡大に向けて模索し、災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、応援協定の締結を推進する。

り災証明の迅速な発行(生活安全課)

○要綱に沿ったマニュアルを作成し、職員の理解促進を図る。
○り災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステム操作講習、住家被害認定の調査・判定方法について県が実施している研修を受講する。

被災者への復旧支援(福祉課)

○被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

災害ボランティア活動の強化(生活安全課)

○社会福祉協議会や関係団体と情報共有を図り、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

14 快適な生活環境の維持と循環型社会の構築

再生可能エネルギーの導入促進(生活安全課)

○公共施設に、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入促進を図り、環境配慮の推進を図るとともに、災害時にも使用可能な電力等の確保に努める。

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理(生活安全課)

○し尿処理施設の被災に伴い、し尿処理に支障を来すことのないよう、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化を進める。

大気汚染物質、水質汚濁等の対策(生活安全課)

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、設置者に対して法令に則った適正な維持管理の徹底を促す。

災害廃棄物の適正な処理(生活安全課)

○災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び、発災直後からの必要事項をまとめた志免町災害廃棄物処理計画（令和2年3月策定）に基づき、処理の実効性向上に努める。また、継続的な見直しを行う。

15 快適な都市基盤の整備
住環境等の整備（良好な宅地の造成）（都市整備課） ○分譲を予定する事業者に対し志免町開発事業指導要綱による協議を実施し、狭小な土地分譲を防ぐ指導を行う。
水道施設の耐震化（上下水道課） ○水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する。
応急給水体制の整備（上下水道課） ○日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧が可能な体制整備を強化する。
民間事業者等との連携強化（上下水道課） ○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。
下水道施設の耐震化等の推進（上下水道課） ○道路上マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の強靱化を推進する。
下水道圧送施設の機能保持（上下水道課） ○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。
生活道路の整備（都市整備課） ○志免町道路整備計画（令和元年度）に基づき、道路の拡幅及び交差点の改良等を進める。
橋梁の長寿命化（都市整備課） ○志免町が管理する87橋において、志免町個別施設計画（橋梁）に基づき、確実な点検及び損傷の早期発見、補修を実施し、適切な維持管理を行う。
交通安全施設の維持管理（都市整備課） ○志免町交通安全プログラム、道路照明施設適正化事業、道路付属物点検調査結果等に基づき、交通安全施設の維持管理を進める。
災害時の緊急事態に対応する道路の整備（都市整備課） ○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、都市計画道路志免・宇美線建設事業及び、それに付随する道路の改良整備などを重点的に進める。

16 健全な行財政運営

庁舎の長寿命化、維持管理(総務課)

○庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行い、大規模災害時でも破損等による死傷者の発生抑止や、災害対策本部の運営を可能とする。

職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上(総務課)

○防災担当職員等の育成のため、国や県が実施する研修に積極的に参加していく。
また、その他の職員に対しても、防災知識、役割の分担等に関する研修を実施し、防災への意識や技術・知識の向上を推進していく。

公共施設の適切な維持管理の促進(経営企画課)

○庁舎等の公共施設は「志免町公共施設個別施設計画」に基づき、引き続き耐震補強、長寿命化改修等を実施し、建物の安全性の確保と適切な維持管理に努める。

業務継続体制の確保【再掲⇒13】(生活安全課)

○志免町業務継続計画に基づいた対応をするために、職員に対する周知を継続的に行い、理解促進を図る。
○国や県の計画見直しがあった際は、適切に見直しを行う。

受援体制の確保【再掲⇒13】(生活安全課)

○志免町災害時受援計画の継続的な見直しや、同計画に基づく訓練等を実施する。

非常用発電機の維持管理(生活安全課)

○大規模災害時等の業務継続体制を確保するため、年に1回の点検時に、複数の職員で点検するなど、情報共有を図る。
○操作マニュアルを充実させ、職員の操作方法の理解促進を図る。

17 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進

自主防災組織の充実強化【再掲⇒3、13】(生活安全課)

○出前講座や町内会長会議で、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

情報通信システム等の安定的な運用(総務課)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。

非常用発電機の維持管理【再掲⇒16】(生活安全課)

○大規模災害時等の業務継続体制を確保するため、年に1回の点検時に、複数の職員で点検するなど、情報共有を図る。
○操作マニュアルを充実させ、職員の操作方法の理解促進を図る。

2 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、各個別計画に沿って推進するものとし、個別施策の進捗状況を定量的に把握すること、志免町総合計画と整合することが重要であることから、具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に設定する目標値は、施策のうち、志免町総合計画に成果指標として設定されている取組のみとしているが、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う（詳細は別紙3のとおり）。

3 重点化施策項目の設定

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要があり、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを総合的に勘案して施策の重点化を行う必要がある。

このことから、抽出された施策において、志免町総合計画の特に重点的に取り組むべきと位置付けられているものに関連する施策について、重点化を行う。

なお、重点化施策は、進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う（詳細は別紙4のとおり）。

4 個別の事業の設定

重点化施策に位置付けた施策において、毎年度の予算編成や国からの支援を受けるための事業については、個別の事業として具体的な事業内容を明記している（詳細は別紙5のとおり）。

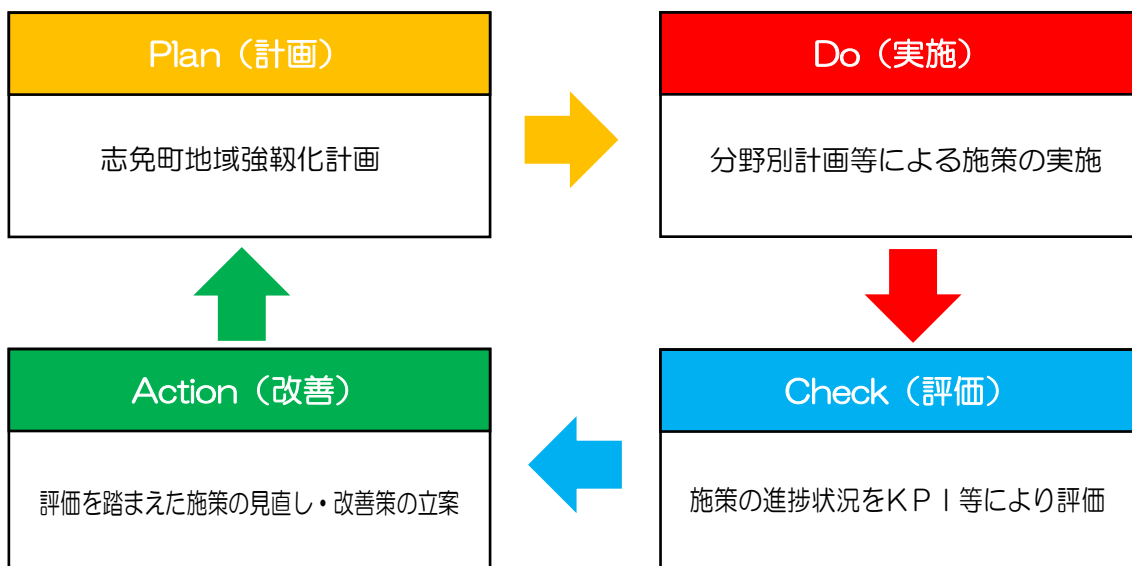
第6章 計画の進捗管理

1 進捗管理

本計画に位置付けた強靱化施策については、志免町総合計画、志免町地域防災計画及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進する必要がある。

よって、本計画では、毎年度、各施策について進捗状況の確認を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直す。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じて見直しを図る。



別紙1 リスクシナリオ別の脆弱性評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

庁舎の長寿命化、維持管理(総務課)

○大規模災害により、庁舎の破損等による死傷者の発生や、災害対策本部が運営できない状態とならないよう、庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

シーメイトの大規模改修、維持管理(福祉課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

ふれあいセンターの長寿命化、維持管理(健康課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

町立保育園の建替、維持管理(子育て支援課)

○保育園施設は、園児等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の一層の促進と適切な維持管理が必要である。

○非常災害時に自家消費できるエネルギー供給機能を持つ再生可能エネルギー設備を導入するように努める。

○非構造部材等の安全点検及び安全対策等に努める。

学童保育所の新設、維持管理(子育て支援課)

○大規模災害により、学童保育所の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理(子育て支援課)

○大規模災害により、坂瀬共同利用施設の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

住環境等の整備(空き家対策)(生活安全課)

○住環境等の防犯・防災対策を講じるため、適切に管理されていない空家等の所有者に対して、適正管理の依頼、ホームページ等での情報提供、福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」の周知を行っている。

○令和4年度に空き家対策協議会を設立し、今後は、協議会において、志免町の空き家対策の方向性を示すための空き家等対策計画を策定する必要がある。

<p>1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生</p>
<p>住宅、特定建築物の耐震改修促進(都市整備課)</p> <p>○志免町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、建築物の所有者に耐震化の普及啓発を行っており、耐震化の必要性を周知している。また、木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する経費の一部補助を行っている。</p> <p>○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、国及び県は平成27年度末までに特定建築物及び住宅の耐震化率を90%とする目標を定め施策を進めている。日本各地で地震が毎年のように起きており、志免町においても大地震に備えるため、法及び上位計画（県）に沿って志免町耐震改修促進計画を策定している。</p> <p>○平成30年10月1日より福岡県が、ブロック塀等の撤去を行う者に対する補助事業を実施する市町村に対しその事業に要する経費を補助する事業を開始したことに伴い、令和元年度より危険ブロック塀等撤去促進事業を継続して実施している。</p>
<p>住環境等の整備（良好な宅地の造成）(都市整備課)</p> <p>○市街地における宅地の細分化により建物が密集することで災害による被害が大きくなる恐れがある。</p>
<p>学校施設の適切な維持管理(学校教育課)</p> <p>○公立学校施設については、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っている。その安全性の確保はきわめて重要であり、耐震化は完了しているが長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。</p> <p>○非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努めている。</p>
<p>町民図書館の維持管理(社会教育課)</p> <p>○大規模災害により、図書館の破損等による死傷者の発生や、火災等を避けるため、適切な維持管理を行う必要がある。</p>
<p>社会体育施設の長寿命化、維持管理(社会教育課)</p> <p>○大規模災害により、社会体育施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。</p>
<p>町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理(社会教育課)</p> <p>○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行う必要がある。</p>
<p>生涯学習館の大規模改修、維持管理(社会教育課)</p> <p>○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。</p>

1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

公民館の長寿命化、維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、地域コミュニティの喪失、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-2)、1-4)】(生活安全課)

○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、県は、ガイドラインを踏まえた避難情報等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう要請している。

○現在、町では「避難情報の判断・伝達マニュアル」を定めているが、適切な避難情報等の発令ができるよう、引き続き対応することが必要である。

公共施設の適切な維持管理の促進【再掲⇒3-2)】(経営企画課)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化や適切な維持管理を推進する必要がある。

1-2) 高潮による多数の死傷者の発生

ハザードマップの作成・周知【再掲⇒1-3)、1-4)】(生活安全課)

○災害時に円滑な避難が行われるよう、福岡県が作成した浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図をもとに、平成31年3月に高潮ハザードマップを作成・全戸配布している。

○関係法令の改正等により、ハザードマップの見直しが必要な場合は、都度更新等を行う必要がある。

防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、4-1)、7-1)】(生活安全課)

○志免町防災気象情報システムにおいて、田富橋に河川監視カメラを設置、町民へ情報提供している。

○宇美川の下流側や井堰、ため池等においても、関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく必要がある。

適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-1)、1-4)】(生活安全課)

○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、県は、ガイドラインを踏まえた避難情報等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう要請している。

○現在、町では「避難情報の判断・伝達マニュアル」を定めているが、適切な避難情報等の発令ができるよう、引き続き対応することが必要である。

水門の整備【再掲⇒1-3)】(都市整備課)

○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備が必要である。

<p>1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p>ハザードマップの作成・周知(生活安全課)</p> <p>○災害時に円滑な避難が行われるよう、福岡県が作成した浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図をもとに、平成31年3月に高潮ハザードマップを作成・全戸配布している。</p> <p>○関係法令の改正等により、ハザードマップの見直しが必要な場合は、都度更新等を行う必要がある。</p>
<p>防災情報システムを活用した災害対策の構築(生活安全課)</p> <p>○志免町防災気象情報システムにおいて、田富橋に河川監視カメラを設置、町民へ情報提供している。</p> <p>○宇美川の下流側や井堰、ため池等においても、関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく必要がある。</p>
<p>適切な避難情報等の発令(生活安全課)</p> <p>○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、県は、ガイドラインを踏まえた避難情報等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう要請している。</p> <p>○現在、町では「避難情報の判断・伝達マニュアル」を定めているが、適切な避難情報等の発令ができるよう、引き続き対応することが必要である。</p>
<p>水門の整備(都市整備課)</p> <p>○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備が必要である。</p>
<p>井堰の適切な維持管理(都市整備課)</p> <p>○老朽化が進んでいる井堰の機能維持を図るため、点検整備を行うことが必要である。点検整備を実施し緊急時に適正に作動させることが必要である。</p>
<p>排水能力の向上(都市整備課)</p> <p>○近年のゲリラ豪雨等の集中豪雨によって道路冠水や、住宅への床下、床上浸水発生の恐れがあるため、浸水被害解消のための排水対策を重点的に進めることが重要である。</p>
<p>治水対策の推進(都市整備課)</p> <p>○本町の地形は比較的起伏が少なく、平坦な地形となっていることから、宇美川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる可能性があるため、内水排除対策を進めることが重要である。</p>

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

ハザードマップの作成・周知【再掲⇒1-3)、1-2)】(生活安全課)

○災害時に円滑な避難が行われるよう、福岡県が作成した浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図をもとに、平成31年3月に高潮ハザードマップを作成・全戸配布している。

○関係法令の改正等により、ハザードマップの見直しが必要な場合は、都度更新等を行う必要がある。

適切な避難情報等の発令【再掲⇒1-3)、1-1)、1-2)】(生活安全課)

○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、県は、ガイドラインを踏まえた避難情報等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう要請している。

○現在、町では「避難情報の判断・伝達マニュアル」を定めているが、適切な避難情報等の発令ができるよう、引き続き対応することが必要である。

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

情報伝達手段の整備(生活安全課)

○防災行政無線、Jアラート、Lアラート、防災メールまもるくん、緊急速報メール、志免町公式LINE、ホームページ等、町民へ防災情報を伝達する体制を確保している。

○情報伝達手段を適切に運用するために、伝達手段の多様化や、維持管理を行う必要がある。

避難行動要支援者の避難支援(生活安全課)

○避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めており、計画策定をした方については、同意の上、自主防災組織や民生委員等に情報提供を行っている。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者については、優先順位をあげて、計画策定が必要である。

福祉避難所の避難体制の整備(生活安全課)

○指定福祉避難所として、2箇所の公共施設を指定しており、物資や資機材、感染症対策の衛生用品を備蓄している。

○ホームページでの福祉避難所の周知を行っており、志免町福祉避難所設置・運営マニュアルに基づいた運営を行うため、運営職員に対する避難所運営訓練等の実施が必要である。

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について周知を行っている。

○学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

町立保育園の建替、維持管理【再掲⇒1-1)、3-2】(子育て支援課)

○保育園施設は、園児等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の一層の促進と適切な維持管理が必要である。

○非常災害時に自家消費できるエネルギー供給機能を持つ再生可能エネルギー設備を導入するように努める。

○非構造部材等の安全点検及び安全対策等に努める。

公助による備蓄・調達の推進(生活安全課)

○志免町備蓄基本計画（平成 27 年 4 月策定）に基づき、食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。

○新型コロナウイルス等の感染症対策のため、衛生用品を含めた備蓄資機材の継続的な整備が必要である。

再生可能エネルギーの導入促進(生活安全課)

○志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設における太陽光発電などの自然エネルギーの導入が必要である。

エネルギー需給の確保(生活安全課)

○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等の備蓄が必要である。

水道施設の耐震化(上下水道課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

応急給水体制の整備(上下水道課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

民間事業者等との連携強化(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-4)、5-1)】(生活安全課)

○行政のみならず、民間からの支援を拡大し、迅速かつ円滑な災害対応を確保するため、民間企業等と災害時応援協定を締結している。

下水道圧送施設の機能保持【再掲⇒5-3)、5-2)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団員の充実強化(生活安全課)

○地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、町民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入について、働きかけを行っている。

○消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

消防団運営資機材等の整備(生活安全課)

○町民の安全を確保するため、消防団格納庫・資機材の整備を行うとともに、定期点検を行っている。

○町民の安全を確保するため、火災時に消火活動支援を行えるよう消防車両や格納庫の整備が必要である。

自主防災組織の充実強化(生活安全課)

○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした出前講座等の取組を行っている。

○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

<p>2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生</p>
<p>感染症の予防・まん延防止(健康課)</p> <p>○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。</p> <p>○ワクチン接種事業を推進し、住民の接種率を向上する事で、感染予防に取り組む必要がある。</p>
<p>2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p>ふれあいセンターの長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)、3-2)】(健康課)</p> <p>○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。</p>
<p>福祉避難所の避難体制の整備【再掲⇒1-5)】(生活安全課)</p> <p>○指定福祉避難所として、2箇所の公共施設を指定しており、物資や資機材、感染症対策の衛生用品を備蓄している。</p> <p>○ホームページでの福祉避難所の周知を行っており、志免町福祉避難所設置・運営マニュアルに基づいた運営を行うため、運営職員に対する避難所運営訓練等の実施が必要である。</p>
<p>公助による備蓄・調達の推進【再掲⇒2-1)】(生活安全課)</p> <p>○志免町備蓄基本計画（平成27年4月策定）に基づき、食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。</p> <p>○新型コロナウイルス等の感染症対策のため、衛生用品を含めた備蓄資機材の継続的な整備が必要である。</p>
<p>エネルギー需給の確保【再掲⇒2-1)、3-2)】(生活安全課)</p> <p>○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等の備蓄が必要である。</p>
<p>自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-2)】(生活安全課)</p> <p>○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした出前講座等の取組を行っている。</p> <p>○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。</p>

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

福祉避難所の運営（シーメイト）（福祉課）

- 防災の規模や時間によっては開設、受入れに時間がかかるなどの課題があり、高齢者・障がいのある人などを受入れる福祉避難所であることから、受入支援を円滑に行う体制の構築が必要である。
- 要配慮者の福祉避難所への移送は自助、共助が原則となっているが、今後の要配慮者の増加が見込まれるため、支援の仕組み作りが必要である。
- 福祉避難所として、避難行動要支援者を受け入れた際に最低限必要な避難生活環境の確保のため、空調機器や医療機器の停止を回避する非常用電源の整備が必要である。

健康管理体制の構築（健康課）

- 志免町避難所運営マニュアル・志免町避難所運営における感染症対策及び、福岡県が作成した災害時健康管理支援マニュアルに基づき、県、市町村の保健師等が共通認識の下、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取組が必要である。

うつ・自殺予防（健康課）

- 災害による被災者等の心のケアのため、県内精神科病院と福岡県で締結している「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を活用し、災害時には「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の派遣を要請する。
- 防災直後から中長期にわたる DPAT の支援を支えるため、継続的な研修等の受講により、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む必要がある。

福祉避難所の運営（ふれあいセンター）（健康課）

- 福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉避難所の設置・運営に関する方針を定めた「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」（令和4年3月改定）に沿った取組を実施していく必要がある。

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理（生活安全課）

- 大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

避難所における人権意識の向上（社会教育課）

- 避難所生活において、避難者間で差別などの人権侵害を避けるため、人権に関する啓発を行う必要がある。

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-1)、5-1)】(生活安全課)

○行政のみならず、民間からの支援を拡大し、迅速かつ円滑な災害対応を確保するため、民間企業等と災害時応援協定を締結している。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発

治安維持のための防犯灯の維持管理(生活安全課)

- 町内会組織が設置する防犯灯について、夜間の犯罪増加、夜間外出時の市民の安全確保、犯罪撲滅のために設置費用及び電気料金の一部に補助金の交付を行っている。
- 設置した防犯灯が経年劣化により、交換が必要になってきている。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

庁舎の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)】(総務課)

- 大規模災害により、庁舎の破損等による死傷者の発生や、災害対策本部が運営できない状態とならないよう、庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

シーメイトの大規模改修、維持管理【再掲⇒1-1)】(福祉課)

- 大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

ふれあいセンターの長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)、2-4)】(健康課)

- 大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

町立保育園の建替、維持管理【再掲⇒1-1)、2-1)】(子育て支援課)

- 保育園施設は、園児等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の一層の促進と適切な維持管理が必要である。
- 非常災害時に自家消費できるエネルギー供給機能を持つ再生可能エネルギー設備を導入するように努める。
- 非構造部材等の安全点検及び安全対策等に努める。

学童保育所の新設、維持管理【再掲⇒1-1)】(子育て支援課)

- 大規模災害により、学童保育所の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理【再掲⇒1-1)】(子育て支援課)

- 大規模災害により、坂瀬共同利用施設の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

学校施設の適切な維持管理【再掲⇒1-1)】(学校教育課)

○公立学校施設については、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っている。その安全性の確保はきわめて重要であり、耐震化は完了しているが長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

○非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努めている。

町民図書館の維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、図書館の破損等による死傷者の発生や、火災等を避けるため、適切な維持管理を行う必要がある。

社会体育施設の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、社会体育施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行う必要がある。

生涯学習館の大規模改修、維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

公民館の長寿命化、維持管理【再掲⇒1-1)】(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、地域コミュニティの喪失、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

再生可能エネルギーの導入促進【再掲⇒2-1)】(生活安全課)

○志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設における太陽光発電などの自然エネルギーの導入が必要である。

エネルギー需給の確保【再掲⇒2-1)、2-4)】(生活安全課)

○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等の備蓄が必要である。

職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上(総務課)

○大規模災害時に行政機能や防災インフラを速やかに復旧するために、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会への参加など、技術向上への支援等を進める必要がある。

3-2) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

情報通信システム等の安定的な運用(総務課)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る必要がある。

公共施設の適切な維持管理の促進(経営企画課)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化や適切な維持管理を推進する必要がある。

災害対策本部の適切な運営(生活安全課)

○志免町地域防災計画に基づき、災害対応や避難情報の伝達、避難所対応などを行っている。

○近年の異常気象に対する国や県からの情報をもとに、適切な避難情報の発令を行うため、職員における防災訓練やマニュアル等の理解促進が必要である。

業務継続体制の確保(生活安全課)

○大規模災害時に行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定めた志免町業務継続計画を策定している。

○災害への的確な対応のため、随時見直しが必要である。

受援体制の確保(生活安全課)

○大規模災害発生時に県外等からの広域的な支援を円滑に受け入れ、志免町業務継続計画に規定する非常優先業務の円滑な実施を図るようにしている。

○受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組みが必要である。

民間企業との連携強化(生活安全課)

○行政のみならず、民間からの支援を拡大し、迅速かつ円滑な災害対応を確保するため、民間企業等と災害時応援協定を締結している。

り災証明の迅速な発行(生活安全課)

○被災者が生活再建の円滑化と安定性の確保を目的として、志免町り災証明書等交付要綱を制定している。

○り災証明書の発行を迅速に行うために、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等の実施が必要である。

非常用発電機の維持管理(生活安全課)

○令和元年度に庁舎、ふれあいセンターに非常用発電機を整備し、大規模災害時等の業務継続体制を確保している。

○年に1回職員による点検を行っているが、操作方法の情報共有など、適切な維持管理が必要である。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、1-2)、7-1)】(生活安全課)

○志免町防災気象情報システムにおいて、田富橋に河川監視カメラを設置、町民へ情報提供している。

○宇美川の下流側や井堰、ため池等においても、関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく必要がある。

情報伝達手段の整備【再掲⇒1-5)、7-1)】(生活安全課)

○防災行政無線、Jアラート、Lアラート、防災メールまもるくん、緊急速報メール、志免町公式 LINE、ホームページ等、町民へ防災情報を伝達する体制を確保している。

○情報伝達手段を適切に運用するために、伝達手段の多様化や、維持管理を行う必要がある。

情報通信システム等の安定的な運用【再掲⇒3-2)】(総務課)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る必要がある。

目標5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) エネルギーの長期にわたる供給停止

民間企業との連携強化【再掲⇒3-2)、2-1)、2-4)】(生活安全課)

○行政のみならず、民間からの支援を拡大し、迅速かつ円滑な災害対応を確保するため、民間企業等と災害時応援協定を締結している。

5-2) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化【再掲⇒2-1)】(上下水道課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

応急給水体制の整備【再掲⇒2-1)】(上下水道課)

○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。

民間事業者等との連携強化【再掲⇒2-1)、5-3)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

下水道圧送施設の機能保持【再掲⇒5-3)、2-1)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

5-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

民間事業者等との連携強化【再掲⇒2-1)、5-2)】(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

下水道施設の耐震化等の推進(上下水道課)

○災害時における公衆衛生の保全及び緊急搬送路等の安全確保のため、道路上マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の強靱化を推進する必要がある。

下水道圧送施設の機能保持(上下水道課)

○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。

5-4) 交通インフラの長期にわたる機能停止

生活道路の整備(都市整備課)

○現況の道路状況を把握するとともに、災害や将来交通量推計等を考慮し、交通渋滞の緩和、周辺地域へのアクセス機能向上、道路新設・拡幅、改築・修繕等の道路整備を推進する必要がある。

橋梁の長寿命化(都市整備課)

○志免町が管理する87橋において、今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁が増加し、安全・安心な道路利用が妨げられるため、適切に維持管理する必要がある。

交通安全施設の維持管理(都市整備課)

○現況の交通安全施設状況を把握するとともに、車両・歩行者の安全や災害時の対策等を考慮し、交通安全施設の新設や維持管理を推進する必要がある。

災害時の緊急事態に対応する道路の整備(都市整備課)

○大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、道路の整備が必要である。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

商工業者への事業継続支援(まちの魅力推進課)

○非常時に企業が受ける被害の最小化と事業の早期復旧・継続のため、志免町商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、町商工業者の BCP 策定を支援している。

○被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、災害の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と町、商工会の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。

被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

商工業者への事業継続支援【再掲⇒6-1)】(まちの魅力推進課)

○非常時に企業が受ける被害の最小化と事業の早期復旧・継続のため、志免町商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、町商工業者の BCP 策定を支援している。

○被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、災害の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と町、商工会の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。

被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

防災情報システムを活用した災害対策の構築【再掲⇒1-3)、1-2)、4-1)】(生活安全課)

○志免町防災気象情報システムにおいて、田富橋に河川監視カメラを設置、町民へ情報提供している。

○宇美川の下流側や井堰、ため池等においても、関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく必要がある。

情報伝達手段の整備【再掲⇒1-5)、4-1)】(生活安全課)

○防災行政無線、Jアラート、Lアラート、防災メールまもるくん、緊急速報メール、志免町公式LINE、ホームページ等、町民へ防災情報を伝達する体制を確保している。

○情報伝達手段を適切に運用するために、伝達手段の多様化や、維持管理を行う必要がある。

職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上【再掲⇒3-2)】(総務課)

○大規模災害時に行政機能や防災インフラを速やかに復旧するために、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会への参加など、技術向上への支援等を進める必要がある。

ため池の防災・減災対策(都市整備課)

○「防災重点農業用ため池」8箇所について、劣化状況及び地震・豪雨耐性評価を行う。評価結果から総合的にリスクを勘案し、緊急性の高いものから防災工事等を実施する必要がある。

○「防災重点農業用ため池」8箇所について、県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、「ため池ハザードマップ」を作成、公表するなど、住民への周知や注意喚起を行っている。

7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

大気汚染物質、水質汚濁等の対策(生活安全課)

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、設置者に対して法令に則った適正な維持管理の徹底を促す必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物の適正な処理(生活安全課)

○大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた志免町災害廃棄物処理計画を策定した（令和2年3月策定）。これを基に処理の実効性向上に努める必要がある。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

被災者への復旧支援(福祉課)

○大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、災害見舞金、弔慰金を支給する。被災者の日常生活再開に必要な資金の貸し付けを行う。

○やむなく被災した町民への緊急的な支援となるため、引き続きこのような取組が必要である。

災害ボランティア活動の強化(生活安全課)

○災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、志免町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結している。

○情報共有や防災訓練への参加等を継続して行い、災害ボランティア活動のさらなる強化を図る必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの活性化(まちの魅力推進課)

○町内会における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、町内会長を対象とした研修会や視察、情報交換会などの取組を行っている。

○地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

貴重な文化財、伝統文化の喪失への対策(社会教育課)

○大規模災害による展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

別紙2 施策分野別の脆弱性評価結果

1 人権の尊重と男女共同参画社会の構築

避難所における人権意識の向上(社会教育課)

○避難所生活において、避難者間で差別などの人権侵害を避けるため、人権に関する啓発を行う必要がある。

2 スポーツ・文化活動の振興

シーメイトの大規模改修、維持管理(福祉課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

町民図書館の維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、図書館の破損等による死傷者の発生や、火災等を避けるため、適切な維持管理を行う必要がある。

社会体育施設の長寿命化、維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、社会体育施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

町民センターの耐震化・長寿命化、維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、耐震化や長寿命化、適切な維持管理を行う必要がある。

生涯学習館の大規模改修、維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

3 住民活動・地域交流の推進

公民館の長寿命化、維持管理(社会教育課)

○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、地域コミュニティの喪失、指定避難所として運営できない状態とならないよう、大規模改修や適切な維持管理を行う必要がある。

避難行動要支援者の避難支援(生活安全課)

○避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めており、計画策定をした方については、同意の上、自主防災組織や民生委員等に情報提供を行っている。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者については、優先順位をあげて、計画策定が必要である。

3 住民活動・地域交流の推進
<p>自主防災組織の充実強化(生活安全課)</p> <p>○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした出前講座等の取組を行っている。</p> <p>○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。</p>
<p>地域コミュニティの活性化(まちの魅力推進課)</p> <p>○町内会における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、町内会長を対象とした研修会や視察、情報交換会などの取組を行っている。</p> <p>○地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。</p>

4 まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興
<p>水門の整備(都市整備課)</p> <p>○農業用施設等の良好な機能を図るため、また、豪雨時の内水対策として整備が必要である。</p>
<p>井堰の適切な維持管理(都市整備課)</p> <p>○老朽化が進んでいる井堰の機能維持を図るため、点検整備を行うことが必要である。点検整備を実施し緊急時に適正に作動させることが必要である。</p>
<p>商工業者への事業継続支援(まちの魅力推進課)</p> <p>○非常時に企業が受ける被害の最小化と事業の早期復旧・継続のため、志免町商工会と共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、町商工業者のBCP策定を支援している。</p> <p>○被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、災害の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と町、商工会の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。</p> <p>被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。</p>
<p>ため池の防災・減災対策(都市整備課)</p> <p>○「防災重点農業用ため池」8箇所について、劣化状況及び地震・豪雨耐性評価を行う。評価結果から総合的にリスクを勘案し、緊急性の高いものから防災工事等を実施する必要がある。</p> <p>○「防災重点農業用ため池」8箇所について、県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、「ため池ハザードマップ」を作成、公表するなど、住民への周知や注意喚起を行っている。</p>

4 まちの魅力の向上と歴史文化・産業の振興

貴重な文化財、伝統文化の喪失への対策(社会教育課)

○大規模災害による展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震対策、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

5 子育て支援の充実

町立保育園の建替、維持管理(子育て支援課)

○保育園施設は、園児等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き耐震化の一層の促進と適切な維持管理が必要である。

○非常災害時に自家消費できるエネルギー供給機能を持つ再生可能エネルギー設備を導入するように努める。

○非構造部材等の安全点検及び安全対策等に努める。

学童保育所の新設、維持管理(子育て支援課)

○大規模災害により、学童保育所の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

6 学校教育の充実

学校施設の適切な維持管理(学校教育課)

○公立学校施設については、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っている。その安全性の確保はきわめて重要であり、耐震化は完了しているが長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

○非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努めている。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について周知を行っている。

○学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

7 子どもの健全育成

坂瀬共同利用施設の適切な維持管理(子育て支援課)

○大規模災害により、坂瀬共同利用施設の破損等による死傷者の発生等が起こらないよう、適切な維持管理を行う必要がある。

8 健康づくりの推進
<p>ふれあいセンターの長寿命化、維持管理(健康課)</p> <p>○大規模災害により、施設の破損等による死傷者の発生や、福祉避難所として運営できない状態とならないよう、長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。</p>
<p>感染症の予防・まん延防止(健康課)</p> <p>○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携の強化や連絡体制の確保に努める必要がある。</p> <p>○ワクチン接種事業を推進し、住民の接種率を向上する事で、感染予防に取り組む必要がある。</p>
<p>健康管理体制の構築(健康課)</p> <p>○志免町避難所運営マニュアル・志免町避難所運営における感染症対策及び、福岡県が作成した災害時健康管理支援マニュアルに基づき、県、市町村の保健師等が共通認識の下、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援(感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等)に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取組が必要である。</p>
<p>うつ・自殺予防(健康課)</p> <p>○災害による被災者等の心のケアのため、県内精神科病院と福岡県で締結している「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を活用し、災害時には「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の派遣を要請する。</p> <p>○発災直後から中長期にわたるDPATの支援を支えるため、継続的な研修等の受講により、支援に必要な知識と技能の習得、維持及び資質向上に取り組む必要がある。</p>

9 高齢者福祉の充実
<p>福祉避難所の運営(シーメイト)(福祉課)</p> <p>○発災の規模や時間によっては開設、受入れに時間がかかるなどの課題があり、高齢者・障がいのある人などを受入れる福祉避難所であることから、受入支援を円滑に行う体制の構築が必要である。</p> <p>○要配慮者の福祉避難所への移送は自助、共助が原則となっているが、今後の要配慮者の増加が見込まれるため、支援の仕組み作りが必要である。</p> <p>○福祉避難所として、避難行動要支援者を受け入れた際に最低限必要な避難生活環境の確保のため、空調機器や医療機器の停止を回避する非常用電源の整備が必要である。</p>
<p>福祉避難所の運営(ふれあいセンター)(健康課)</p> <p>○福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉避難所の設置・運営に関する方針を定めた「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」(令和4年3月改定)に沿った取組を実施していく必要がある。</p>

10 障がい者福祉の充実

福祉避難所の運営（シーメイト）【再掲⇒9】（福祉課）

○発災の規模や時間によっては開設、受入れに時間がかかるなどの課題があり、高齢者・障がいのある人などを受入れる福祉避難所であることから、受入支援を円滑に行う体制の構築が必要である。

○要配慮者の福祉避難所への移送は自助、共助が原則となっているが、今後の要配慮者の増加が見込まれるため、支援の仕組み作りが必要である。

○福祉避難所として、避難行動要支援者を受け入れた際に最低限必要な避難生活環境の確保のため、空調機器や医療機器の停止を回避する非常用電源の整備が必要である。

福祉避難所の運営（ふれあいセンター）【再掲⇒9】（健康課）

○福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉避難所の設置・運営に関する方針を定めた「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」（令和4年3月改定）に沿った取組を実施していく必要がある。

11 社会保障の健全な運営

避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒3、13】（生活安全課）

○避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めており、計画策定をした方については、同意の上、自主防災組織や民生委員等に情報提供を行っている。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者については、優先順位をあげて、計画策定が必要である。

12 防犯・交通安全対策の推進

住環境等の整備（空き家対策）（生活安全課）

○住環境等の防犯・防災対策を講じるため、適切に管理されていない空き家等の所有者に対して、適正管理の依頼、ホームページ等での情報提供、福岡県空き家活用サポートセンター「イエカツ」の周知を行っている。

○令和4年度に空き家対策協議会を設立し、今後は、協議会において、志免町の空き家対策の方向性を示すための空き家等対策計画を策定する必要がある。

治安維持のための防犯灯の維持管理（生活安全課）

○町内会組織が設置する防犯灯について、夜間の犯罪増加、夜間外出時の町民の安全確保、犯罪撲滅のために設置費用及び電気料金の一部に補助金の交付を行っている。

○設置した防犯灯が経年劣化により、交換が必要になってきている。

13 防災・減災対策の推進

住宅、特定建築物の耐震改修促進(都市整備課)

○志免町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、建築物の所有者に耐震化の普及啓発を行っており、耐震化の必要性を周知している。また、木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する経費の一部補助を行っている。

○「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、国及び県は平成27年度末までに特定建築物及び住宅の耐震化率を90%とする目標を定め施策を進めている。日本各地で地震が毎年のように起きており、志免町においても大地震に備えるため、法及び上位計画（県）に沿って志免町耐震改修促進計画を策定している。

○平成30年10月1日より福岡県が、ブロック塀等の撤去を行う者に対する補助事業を実施する市町村に対しその事業に要する経費を補助する事業を開始したことに伴い、令和元年度より危険ブロック塀等撤去促進事業を継続して実施している。

ハザードマップの作成・周知(生活安全課)

○災害時に円滑な避難が行われるよう、福岡県が作成した浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図をもとに、平成31年3月に高潮ハザードマップを作成・全戸配布している。

○関係法令の改正等により、ハザードマップの見直しが必要な場合は、都度更新等を行う必要がある。

防災情報システムを活用した災害対策の構築(生活安全課)

○志免町防災気象情報システムにおいて、田富橋に河川監視カメラを設置、町民へ情報提供している。

○宇美川の下流側や井堰、ため池等においても、関係課と協議し、必要に応じてカメラ等の設置を検討していく必要がある。

適切な避難情報等の発令(生活安全課)

○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難情報を発令する際の発令基準やその伝達方法を示しており、県は、ガイドラインを踏まえた避難情報等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう要請している。

○現在、町では「避難情報の判断・伝達マニュアル」を定めているが、適切な避難情報等の発令ができるよう、引き続き対応することが必要である。

排水能力の向上(都市整備課)

○近年のゲリラ豪雨等の集中豪雨によって道路冠水や、住宅への床下、床上浸水発生の恐れがあるため、浸水被害解消のための排水対策を重点的に進めることが重要である。

治水対策の推進(都市整備課)

○本町の地形は比較的起伏が少なく、平坦な地形となっていることから、宇美川の水位上昇に伴う排水樋門の閉鎖によって内水排除が困難となる可能性があるため、内水排除対策を進めることが重要である。

13 防災・減災対策の推進

情報伝達手段の整備(生活安全課)

○防災行政無線、Jアラート、Lアラート、防災メールまもるくん、緊急速報メール、志免町公式LINE、ホームページ等、町民へ防災情報を伝達する体制を確保している。

○情報伝達手段を適切に運用するために、伝達手段の多様化や、維持管理を行う必要がある。

避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒3、11】(生活安全課)

○避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めており、計画策定をした方については、同意の上、自主防災組織や民生委員等に情報提供を行っている。

○災害リスクが高い地域に居住する要配慮者については、優先順位をあげて、計画策定が必要である。

福祉避難所の避難体制の整備(生活安全課)

○指定福祉避難所として、2箇所の公共施設を指定しており、物資や資機材、感染症対策の衛生用品を備蓄している。

○ホームページでの福祉避難所の周知を行っており、志免町福祉避難所設置・運営マニュアルに基づいた運営を行うため、運営職員に対する避難所運営訓練等の実施が必要である。

公助による備蓄・調達の推進(生活安全課)

○志免町備蓄基本計画（平成27年4月策定）に基づき、食料、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行うとともに、災害時における災害応急対策の実施に必要な食料及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。

○新型コロナウイルス等の感染症対策のため、衛生用品を含めた備蓄資機材の継続的な整備が必要である。

エネルギー需給の確保(生活安全課)

○指定避難所となる公民館等において、停電時等に自主防災組織や避難者の生活環境を確保するため、発電機等の備蓄が必要である。

消防団員の充実強化(生活安全課)

○地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、町民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入について、働きかけを行っている。

○消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

13 防災・減災対策の推進

消防団運営資機材等の整備(生活安全課)

○市民の安全を確保するため、消防団格納庫・資機材の整備を行うとともに、定期点検を行っている。

○市民の安全を確保するため、火災時に消火活動支援を行えるよう消防車両や格納庫の整備が必要である。

自主防災組織の充実強化(生活安全課)

○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした出前講座等の取組を行っている。

○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

災害対策本部の適切な運営(生活安全課)

○志免町地域防災計画に基づき、災害対応や避難情報の伝達、避難所対応などを行っている。

○近年の異常気象に対する国や県からの情報をもとに、適切な避難情報の発令を行うため、職員における防災訓練やマニュアル等の理解促進が必要である。

業務継続体制の確保(生活安全課)

○大規模災害時に行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定めた志免町業務継続計画を策定している。

○災害への的確な対応のため、随時見直しが必要である。

受援体制の確保(生活安全課)

○大規模災害発生時に県外等からの広域的な支援を円滑に受け入れ、志免町業務継続計画に規定する非常優先業務の円滑な実施を図るようにしている。

○受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組みが必要である。

民間企業との連携強化(生活安全課)

○行政のみならず、民間からの支援を拡大し、迅速かつ円滑な災害対応を確保するため、民間企業等と災害時応援協定を締結している。

り災証明の迅速な発行(生活安全課)

○被災者が生活再建の円滑化と安定性の確保を目的として、志免町り災証明書等交付要綱を制定している。

○り災証明書の発行を迅速に行うために、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等の実施が必要である。

13 防災・減災対策の推進

被災者への復旧支援(福祉課)

○大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、災害見舞金、弔慰金を支給する。被災者の日常生活再開に必要な資金の貸し付けを行う。

○やむなく被災した町民への緊急的な支援となるため、引き続きこのような取組が必要である。

災害ボランティア活動の強化(生活安全課)

○災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、志免町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定を締結している。

○情報共有や防災訓練への参加等を継続して行い、災害ボランティア活動のさらなる強化を図る必要がある。

14 快適な生活環境の維持と循環型社会の構築

再生可能エネルギーの導入促進(生活安全課)

○志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設における太陽光発電などの自然エネルギーの導入が必要である。

し尿・浄化槽汚泥の適正な処理(生活安全課)

○大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、県及び県内市町村間の災害時相互支援協定を締結しているところであるが、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。

大気汚染物質、水質汚濁等の対策(生活安全課)

○有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、設置者に対して法令に則った適正な維持管理の徹底を促す必要がある。

災害廃棄物の適正な処理(生活安全課)

○大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた志免町災害廃棄物処理計画を策定した（令和2年3月策定）。これを基に処理の実効性向上に努める必要がある。

15 快適な都市基盤の整備
住環境等の整備（良好な宅地の造成）（都市整備課） ○市街地における宅地の細分化により建物が密集することで災害による被害が大きくなる恐れがある。
水道施設の耐震化(上下水道課) ○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制するため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。
応急給水体制の整備(上下水道課) ○災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要な不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあるため、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、日本水道協会の地震等緊急時対応の手引きに基づき、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る必要がある。
民間事業者等との連携強化(上下水道課) ○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。
下水道施設の耐震化等の推進(上下水道課) ○災害時における公衆衛生の保全及び緊急搬送路等の安全確保のため、道路上マンホールの浮上防止対策や汚水管渠の耐震化など、下水道施設の強靱化を推進する必要がある。
下水道圧送施設の機能保持(上下水道課) ○災害発生時に、緊急応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。
生活道路の整備(都市整備課) ○現況の道路状況を把握するとともに、災害や将来交通量推計等を考慮し、交通渋滞の緩和、周辺地域へのアクセス機能向上、道路新設・拡幅、改築・修繕等の道路整備を推進する必要がある。
橋梁の長寿命化(都市整備課) ○志免町が管理する87橋において、今後、建設後50年を経過する高齢化橋梁が増加し、安全・安心な道路利用が妨げられるため、適切に維持管理する必要がある。
交通安全施設の維持管理(都市整備課) ○現況の交通安全施設状況を把握するとともに、車両・歩行者の安全や災害時の対策等を考慮し、交通安全施設の新設や維持管理を推進する必要がある。
災害時の緊急事態に対応する道路の整備(都市整備課) ○大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、道路の整備が必要である。

16 健全な行財政運営

庁舎の長寿命化、維持管理(総務課)

○大規模災害により、庁舎の破損等による死傷者の発生や、災害対策本部が運営できない状態とならないよう、庁舎の長寿命化や適切な維持管理を行う必要がある。

職員の業務に必要な知識の確保・スキルの向上(総務課)

○大規模災害時に行政機能や防災インフラを速やかに復旧するために、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会への参加など、技術向上への支援等を進める必要がある。

公共施設の適切な維持管理の促進(経営企画課)

○発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化や適切な維持管理を推進する必要がある。

業務継続体制の確保【再掲⇒13】(生活安全課)

○大規模災害時に行政機能、行政活動を維持継続するために、事前に必要な資源の再配分や対応方針、手段を定めた志免町業務継続計画を策定している。

○災害への的確な対応のため、随時見直しが必要である。

受援体制の確保【再掲⇒13】(生活安全課)

○大規模災害発生時に県外等からの広域的な支援を円滑に受け入れ、志免町業務継続計画に規定する非常優先業務の円滑な実施を図るようにしている。

○受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取り組みが必要である。

非常用発電機の維持管理(生活安全課)

○令和元年度に庁舎、ふれあいセンターに非常用発電機を整備し、大規模災害時等の業務継続体制を確保している。

○年に1回職員による点検を行っているが、操作方法の情報共有など、適切な維持管理が必要である。

17 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進

自主防災組織の充実強化【再掲⇒3、13】(生活安全課)

○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした出前講座等の取組を行っている。

○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

情報通信システム等の安定的な運用(総務課)

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る必要がある。

非常用発電機の維持管理【再掲⇒16】(生活安全課)

○令和元年度に庁舎、ふれあいセンターに非常用発電機を整備し、大規模災害時等の業務継続体制を確保している。

○年に1回職員による点検を行っているが、操作方法の情報共有など、適切な維持管理が必要である。

別紙3 施策推進に当たっての目標値

志免町総合計画において、目指す姿の達成度を示した指標であり、かつ、施策に関連している内容について計上している。

指標名	担当課	単位	基礎 値 年度	基礎 値	目標 年度	目標 値
目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1) 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生						
狭小な土地分譲（分譲面積 140㎡未満）の割合	都市整備課	%	R1	30.7	R7	0
1-2) 高潮による多数の死傷者の発生						
危険箇所（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の認知度	生活安全課	%	R1	25.6	R7	33
1-3) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生						
危険箇所（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の認知度	生活安全課	%	R1	25.6	R7	33
道路冠水対策整備率	都市整備課	%	R1	1.48	R7	9
1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生						
危険箇所（土砂災害警戒区域、浸水想定区域）の認知度	生活安全課	%	R1	25.6	R7	33

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						
2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞						
消防団員の人数	生活安全課	人	R1	170	R7	180
自主防災組織設置数	生活安全課	組織	R1	26	R7	27
2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生						
自主防災組織設置数	生活安全課	組織	R1	26	R7	27
人権の尊重について正しく理解している市民の割合	社会教育課	%	R1	61.5	R7	70

別紙4 重点化施策

脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」などを総合的に勘案し、志免町総合計画において、特に重点的に取り組むべきと位置づける取組に関連し、かつ、施策として位置付けている内容について計上している。

施策分野	重点化施策
3 住民活動・地域交流の推進	○避難行動要支援者の避難支援（11,13 重複） ○自主防災組織の充実強化（11,17 重複）
5 子育て支援の充実	○町立保育園の建替、維持管理 ○学童保育所の新設、維持管理
6 学校教育の充実	○学校施設の適切な維持管理
11 社会保障の健全な運営	○避難行動要支援者の避難支援（3,13 重複）
13 防災・減災対策の推進	○避難行動要支援者の避難支援（3,11 重複） ○公助による備蓄・調達の推進 ○消防団員の充実強化 ○自主防災組織の充実強化（3,17 重複） ○民間企業との連携強化
15 快適な都市基盤の整備	○住環境等の整備（良好な宅地の造成）
17 行政サービスの充実と住民参画・協働の推進	○自主防災組織の充実強化（3,13 重複） ○情報通信システム等の安定的な運用

別紙5 個別の事業

重点化施策に位置付けた施策において、毎年度の予算編成や国からの支援を受けるための事業については、個別の事業として具体的な事業内容を明記している。

事業名	担当課	事業の概要
町立保育園整備事業	子育て支援課	志免東保育園は建築後46年が経過し老朽化が進んでおり、保護者送迎用駐車場を含めた保育環境の改善のため建替えによる施設更新を行う。その際、災害時においては電力確保のため、平時においては電力を自家消費することによりCO2の排出量を削減するため、太陽光発電設備及び蓄電設備の設置を行う。 (地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)



志免町地域強靱化計画

策定日／令和5年3月

発行／志免町

編集／志免町役場生活安全課

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号

TEL 092-935-1001（代表） FAX 092-935-9459（代表）